



Japan Environmental Management
Association for Industry

化学物質管理での条約から国内施策への流れ、 欧州資源循環の展望とサプライチェーン情報伝達ツール

2025年 1月 31日

一般社団法人産業環境管理協会
化学物質総合管理部門

浅田 聡

当説明内容は発表者の知見、認識に基づいてのものであり、
特定の会社、公式機関の見解等を代弁するものではありません。
法規制の正式名称、解釈は必ず、ご自身で原文を参照しご判断ください。

一般社団法人産業環境管理協会

Copyright(C)2025 JEMAI All Rights Reserved



自己紹介

氏名: 浅田 聡 (1958年生)

学歴: 工学修士(応用化学) 環境科学修士(社会人コース)

職歴: 1983年 自動車メーカー 入社

材料技術部、北米駐在、環境部、法規認証部

1996年頃から、米国北東部州水銀ラベル法から始まり、欧州ELV指令、
欧州REACH規則、ストックホルム条約、米国TSCA、FIFRA等
「化学物質規制沼」にはまる

日本自動車工業会 製品含有化学物質管理部会 立ち上げから対応

2023年 再雇用(65歳)満了まで、概ね4半世紀「沼」から抜けられず...

同年 一般社団法人 産業環境管理協会 入所 現在に至る

まだ、「沼」の中です...実は「沼」が好き?



今日のお題

1 化学物質管理における条約対応について

- ・化学物質関連条約
- ・ストックホルム条約
- ・条約の国内法展開

2 欧州資源循環政策について

- ・欧州資源循環政策
- ・廃車指令改定案

3 情報伝達ツールについて

- ・サプライチェーンの構造
- ・情報伝達ツール
- ・chemSHERPA



目次

1 化学物質管理における条約対応について

- ・化学物質関連条約
- ・ストックホルム条約
- ・条約の国内法展開

2 欧州資源循環政策について

- ・欧州資源循環政策
- ・廃車指令改定案

3 情報伝達ツールについて

- ・サプライチェーンの構造
- ・情報伝達ツール
- ・chemSHERPA

* ご質問は、各セッションごとに
数問お受けしますので、チャットに記入ください
質問には、所属とお名前を記入ください。

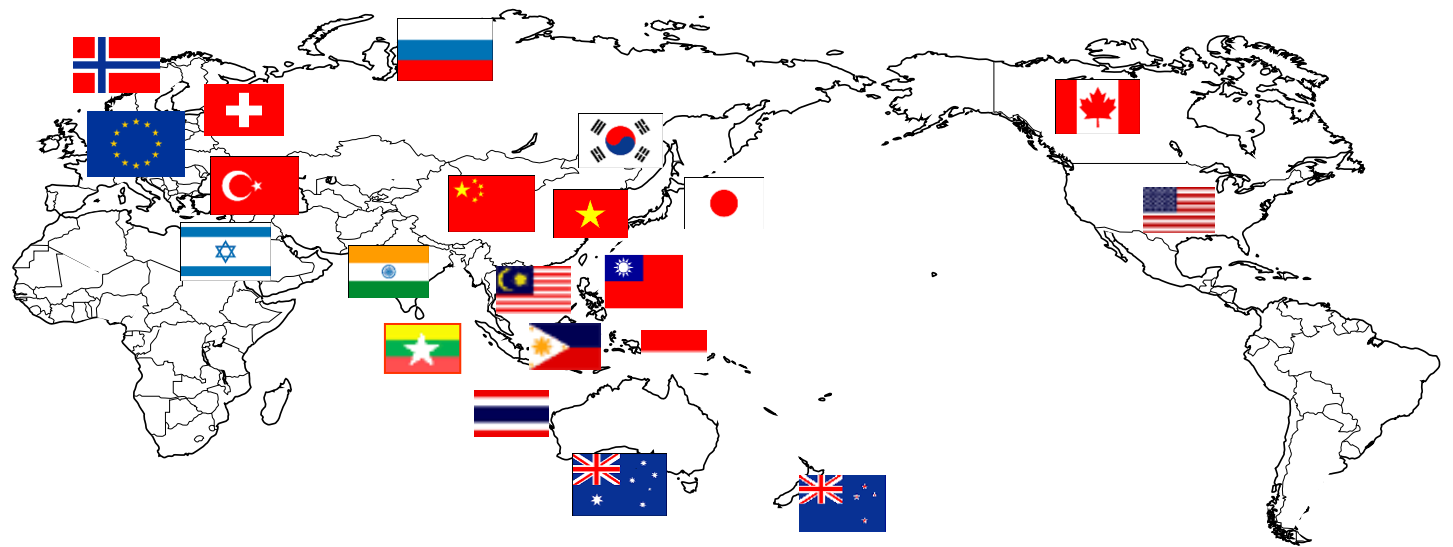


国際的な化学物質管理の流れ

1992年 国連環境開発会議 (UNCED) 通称：リオサミット
「リオ宣言、アジェンダ21」

2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) 通称：ヨハネスブルグサミット
「2020年に向けて化学物質に起因する健康・環境影響最小化」

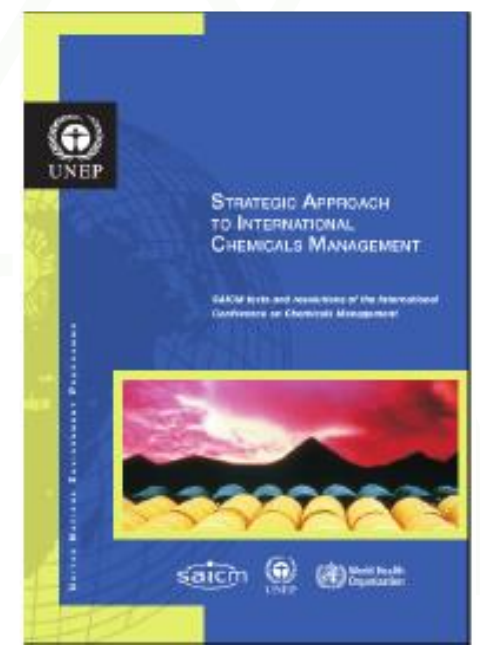
2006年 SAICM (戦略的化学物質管理アプローチ) 採択
「2020年までに国際的規制や各国での法制度整備推進」



化学物質管理規制導入及び立法国

グローバルな
化学物質管理規制の拡大

Strategic Approach to International Chemical Management



- 1) ハザード管理から **リスク管理** へ転換
- 2) **サプライチェーン管理** の導入
- 3) ナノテクノロジー等 **新技術** への未然対応
- 4) 国際的な分類 (**GHS**)、表示システム導入

2020年までに化学物質による健康や環境への影響を最小化とする方法で製造・使用することを目指した、30項目からなる政治的文書

GFC: Global Framework on Chemicals へ移行

国際的な化学物質管理の条約



BASEL CONVENTION

1. **有害廃棄物**の国境を超える移動及びその処分に関するバーゼル条約(バーゼル条約)(1992年発効)
(Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal)

条約で定めた「廃棄物」の国境を超える移動等の規制



STOCKHOLM CONVENTION

2. **残留性有機汚染物質**に関するストックホルム条約(POPs条約)(2004年発効)
(Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants)

国際的に対応が必要な、残留性有機汚染物質減少を目的に、指定物質の製造・使用・輸出を規制



ROTTERDAM CONVENTION

3. 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく**同意**の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)(2004年発効)
(Rotterdam Convention on the **P**rior **I**nformed **C**onsent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade)

定められた有害物質を輸出する場合 事前に情報を送り相手国の同意を得る規制



MINAMATA CONVENTION ON MERCURY

4. **水銀**に関する水俣条約(水俣条約)(2017年発効)
(The Minamata Convention on Mercury)

水銀及び使用した製品の製造・輸出入を禁止する規制

国際的な化学物質管理の条約と国内法

条約



国内法

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)
(1993年施行)

- 廃棄物処理法
- 関税法
- 外国為替及び貿易法

該当物質・製品の輸出入には
事前に経産相の承認・環境相の
確認が必要

化審法「一特物質」
「製造・輸入・使用禁止」
農薬取締法(禁止物質)
化管法「第1種指定物質」
または「特定第1種指定物質」
輸出貿易管理令



**条約の指定物質の国内
使用は厳しく規制**

輸出貿易管理令
別表第二の三十五の三
に指定し輸出承認の
対象として管理
輸出貿易管理令二条に
従い経産相の承認

条約付属書III掲載
物質 55物質(2023/10)
・化審法「一特物質」34物質
労働安全衛生法(禁止)8物質
毒劇法(特定物質)10物質
農薬取締法(禁止)22物質群

水銀による環境の汚染の
防止に関する法律(水銀法)
(2017年施行)
(水銀及び使用製品の禁止)

大気汚染防止法の一部改正
(焼却施設の排ガス中水銀の
モニタリングと規制)

ストックホルム条約



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約) (Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants)

- 2001年 採択 2004年 発効 (日本批准 2002年)
- 批准国 **186**か国(2024年)



条約締約国会議

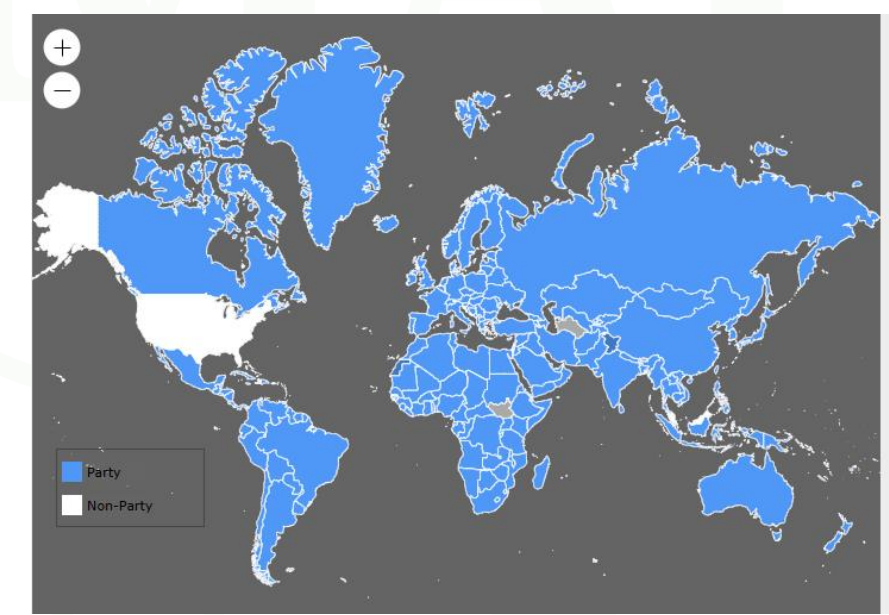
条約の目的

環境中での**残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性**が高く、
長距離移動性が懸念される物質の製造及び使用の**廃絶**・
制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等



POPRCで
長く日本代表を
された 北野大先生

物質について、専門家委員会 (POPRC) で議論し
付属書A (廃絶) (30物質)
付属書B (制限) (2物質)
付属書C (非意図的生成削減) (7物質: 付属書Aと重複あり)
(COP11 2023年時点)



条約批准国 (青色)

ストックホルム条約



条約文書(2019年改定版)

<条約に従い締約国に課せられる義務>

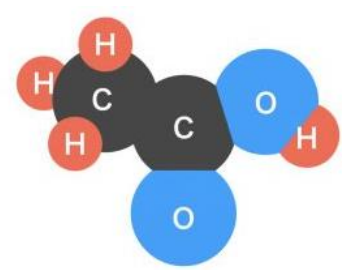
- ① 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、**廃絶するための措置 付属書A、B物質**
- ② 意図的でない生成から生ずる**放出を削減し又は廃絶するための措置 付属書C**
(行動計画の策定・実施を含む)
- ③ POPsを含有する在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置
- ④ これらの対策に関する**国内実施計画の策定と実施**
- ⑤ その他の措置
 - ・ 新規POPsの製造・使用を防止するための措置
 - ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施

[https://www.pops.int/TheConvention/Overview/TextoftheConvention/tabid/2232/Default.aspxof the Convention \(pops.int\)](https://www.pops.int/TheConvention/Overview/TextoftheConvention/tabid/2232/Default.aspxof%20the%20Convention%20(pops.int))

ストックホルム条約収載への「条件」

1. ストックホルム条約の対象:

「有機物質」



~~「成形品」~~



・各国法で
規制ケースあり
(化審法輸入規制等)

~~「金属」~~

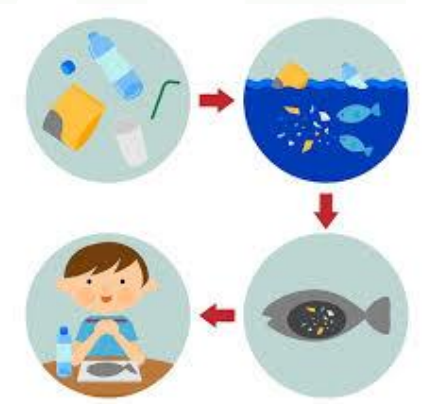


~~「無機物質」「生物・生体」~~



2. 収載条件:

- ① 「難分解性」(Persistent)
- ② 「生体蓄積性」(Bioaccumulate)
- ③ 「有毒性」(Toxic)
- ④ 「長距離移動性」(LRT: Long range environmental transfer)



ストックホルム条約の構成

1条:目的 2条:定義

締約国の役割

- 7条:実施計画
- 9条:情報の交換
- 10条:公衆のための情報啓発及び教育
- 11条:研究、開発及び監視
- 15条:報告
- 16条:有効性の評価

対象物質の対応

- 3条:意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置
- 4条:個別の適用除外の登録
- 5条:意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置
- 6条:在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

物質リスト

- 附属書A 廃絶
- 附属書B 制限
- 附属書C 意図的でない生成

規制対象物質追加プロセス

- 8条:附属書A、B及びCへの化学物質の掲載
- 22条:附属書の採択及び改正

評価情報

- 附属書D 情報の要件及び選別のための基準
- 附属書E 危険性の概要に関する情報の要件
- 附属書F 社会経済上の検討に関する情報

条約の運営

- 17条:違反
- 18条:紛争の解決
- 19条:締約国会議
- 20条:事務局
- 21条:この条約の改正
- 23条:投票権

途上国支援

- 12条:技術援助
- 13条:資金及び資金供与の制度
- 14条:資金供与に関する暫定措置

事務的手続き

- 24条:署名
- 25条:批准、受託承認又は加入
- 26条:効力発生
- 27条:留保
- 28条:脱退
- 29条:寄託者
- 30条:正文

条約の関係部分である3条、4条について

3条:
意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

3条1:
・付属書A → 製造使用を**廃絶**
→ 輸出入の禁止
・付属書B → 製造使用**制限**
3条6:
・付属書A、Bに関し**個別の適用除外**を認める締約国は**人への暴露、環境への放出を最小限にする**



4条
個別の適用除外の登録

4条1、2:
・登録簿: 適用除外種類、採用国、失効日
4条3:
・適用除外は事務局への書面通知
4条4(期限):
・5年に満たない定められた日
・適用除外が発効後5年
4条6:
・締約国は適用除外を登録する正当性を提出
事務局は、当該文書を加盟国に通知
4条7:
・締約国の要請により**5年の延長**

・「適用除外」は条約の定める範囲内
・「適用除外」を採択するには国から条約事務局への通告要
・条約の「適用除外」は原則5年、更に必要なら5年の最長10年



「適用除外」獲得には科学的、経済整合性を満たす理由が必要

4条
意図的でない生成から生ずる放出を削減し又はは廃絶するための措置

4条:
・人為的排出源「排出特定」と以下のアクション
・「物質特定と削減計画」「当該物質管理手法評価」
・「削減進捗の5年毎の評価」「削減手法等の共有化」

ストックホルム条約(規制物質の経緯)

物質名(付属書種類A,B,C:用途)

締約国会議(年)	物質名(農薬)	物質名(工業用、非意図的生成)	
	アルドリン(A:殺虫剤)、クロルテン(A:殺虫剤)、DDT(B:殺虫剤) ディルドリン(A:殺虫剤)、エンドリン(A:殺虫剤)、ヘプタクロル(A:殺虫剤) ヘキサクロロベンゼン(HCB)(A&C:殺菌剤) マイレックス(A:殺虫剤、難燃)、トキサフェン(A:殺虫剤)、	<マイレックス(A:殺虫剤、難燃)> PCB(A&C:熱媒体、絶縁油等) ダイオキシン・ジベンゾフラン(PCDD・PCDF)(C:燃焼生成)	イニシャル12物質
COP4(2009)	クロルデコン(A:殺虫剤) リンデン(BHC)(A:殺虫剤) α & β-ヘキサクロロシクロヘキサン(A:リンデンの副生成物) トキサフェン(A:殺虫剤) ペンタクロロベンゼン(A:殺虫剤)	テトラ&ペンタブロモジフェニールエーテル(Br:4&5)(A:難燃) ヘキサ&ヘプタブロモジフェニールエーテル(Br:6&7)(A:難燃) ヘキサブロモビフェニル(A:難燃) ペルフロオクタン sulfon酸(PFOS)と塩類、ペンタフロオクタン sulfon酸フルオリド(PFOSF)(A:消火剤、撥水、半導体等)	赤字は難燃剤 青字はPFAS類
COP5(2011)	エントスルファン(A:殺虫剤)		
COP6(2013)		ヘキサクロロデカン(HBCD)(A:難燃)	
COP7(2015)	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル(A:殺菌剤)	ヘキサクロロブタジエン、(A:溶剤) ポリ塩化ナフタレン(A&C:オイル添加剤等)	
COP8(2017)		デカブロモジフェニールエーテル(decaBDE)(A:難燃) 短鎖塩素化パラフィン(SCCP)(A:難燃) ヘキサクロロブタジエン(HCBD)(C:溶剤)	
COP9(2019)	ジコホル(A:農薬)	ペルフロオクタン酸(PFOA)と塩類及び関連化合物(A:消火剤、撥水、半導体等)	
COP10(2021&22)		ペルフロヘキサンスルホン酸(PFHxS)と塩類及び関連化合物(A:消火剤、撥水、半導体等)	
COP11(2023)	メキシクロル(A:殺虫剤)	デクロラプラス(DP)(A:難燃) 、UV328(A:UV吸収剤)	
COP12(2025)予	議論予定:クロルピリホス(A:殺虫剤)	議論物質: 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)(A:難燃、加工油) 議論物質:LC-PFCA(A:光学)	

ストックホルム条約(審議プロセス)



加盟国提案
(付属書Dに定める情報提供)

残留性
生物蓄積性
長距離移動性

スクリーニング
(付属書Dの選別基準で審査)

発生源
有害性動態
ばく露

リスクプロファイルの作成
(付属書Eに定める情報で詳細検討)

規制措置
代替技術
社会への影響
廃棄課題
適用範囲
適用除外

リスク評価管理書
(付属書Fに定める情報で詳細検討)

勧告

最終決定(COP)
(条約付属書リストA,B,Cに収載)



POPs
検討
委員会
(POPRC)
毎年

3~5年

締約国会議
(COP) 隔年

経産省
から
業界団体
経由で
意見照会

付属書Dが採択された
時点で、注視が必要

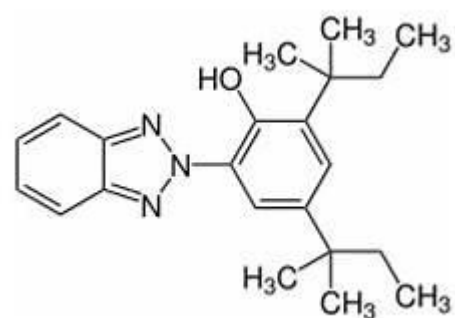
ストックホルム条約 (UV328)

UV328 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (提案国: スイス)

【主な用途】**紫外線吸収剤** (スチレンホモポリマーや共重合体、アクリルポリマー、不飽和ポリエステル、ポリ塩化ビニル、ポリオレフィン、ポリウレタン、ポリアセタール、ポリ酢酸ビュチラール、エラストマー、接着剤: **一般的には0.1-1%添加**)
屋外で使用される、成形品、フィルム、シート、繊維の外観と物理特性を維持

COP11 (2023年5月) 採択結果

- 一部適用除外の上、**付属書A (廃絶) に記載**
- 適用除外:
 自動車 (含む建設機械、農業機械)、産業用機械、
 分析機器等の液晶画面の**修理用部品 (2044まで)**
 医療用機器の液晶画面の**修理用部品 (2041まで)**



CAS 25973-55-1

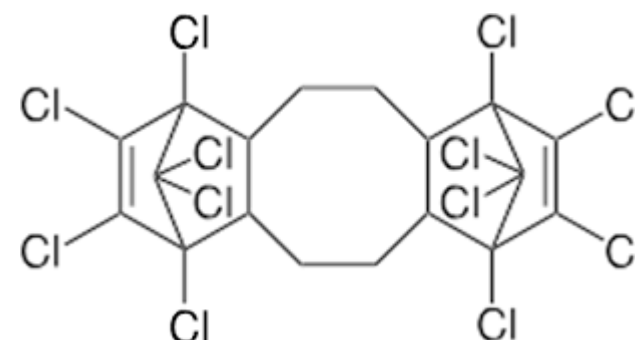


- 化審法「第1種特定化学物質」指定 化学物質審議会#229 (2023年7月)
- 化審法「第1種特定化学物質」に関する措置 (2023年11月)
- 政令公布 2024年12月18日 施行2025年2月18日 (第1種特定指定)

ストックホルム条約(デクロランプラス)

デクロランプラス(提案国:ノルウェー)

【主な用途】樹脂・繊維用**難燃剤**



CAS 13560-89-9

Syn-isomer CAS 135821-03-3

Anti-isomer CAS 135821-74-8

COP11(2023年5月)採択結果

- 一部適用除外の上、**付属書A(廃絶)に収載**
- 適用除外:
 航空、宇宙、軍事、自動車、据え置き型機械、船舶・海洋機器、
 農業・林業機器、試験・分析機器の**修理用部品**(2044年まで)
 医用機器、体外診断装置の**修理用部品**(2041年まで)



- 化審法「第1種特定化学物質」指定 化学物質審議会#229(2023年7月)
- 化審法「第1種特定化学物質」に関する措置(2023年11月)
- 政令公布 2024年12月18日 施行2025年2月18日(第1種特定指定)

国際条約と国内法

国際条約



第二条1項

(a)「条約」とは、**国の間において文書の形式**により締結され、国際法によつて規律される**国際的な合意**(単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかんを問わない。)をいう。
(条約法に関するウィーン条約)

一般に条約及び国際機関には「**警察権**」「**裁判権**」「**罰則**」等の権限はない

ストックホルム条約

- ・附属書A,B,C収載による各国の責務
- ・物質ごとの「適用除外」(エッセンシャルユース)

国内法規



・国家や連邦国家の構成単位の議会の議決によって、あるいは、統治者ないし国家によって制定される、主に**国民の自由と財産を制限する実定法規**であり、**国家の強制力**を伴う社会規範である。
法を知らなかった場合でも、違法行為があった場合は罰せられる事になる

国内法規には「**警察権**」「**裁判権**」「**罰則**」等の権限がある

化審法

輸入貿易管理令
輸出貿易管理令

- ・「**第1種特定化学物質**」指定条約「**適用除外**」収載可否判断(エッセンシャルユース)
- ・**輸入禁止**「**製品**」指定

化学物質の審査及び製造の規制に関する法律(化審法)(1973年)

「第1種特定化学物質」に関する部分まとめ

**第1種特定化学物質
定義(2条2)**

- ・政令で定める
- ・「難分解性」「生物蓄積性」
- ・継続摂取で人の健康を損なう
- ・継続摂取で高次捕食動物の生息及び生育に被害

ストックホルム条約
付属書A,B,C収載物質
「適用除外」用途

製造の許可(17~21条)

- ・実質許可されず
- 「**製造禁止**」

非意図的副生成物
・BATの扱い
化審法運用通知(3-4)

閉鎖系化学反応過程での製造
・全量が他物質に反応する場合は
1特物質の製造としない
化審法運用通知(3-6)

輸入の許可(22~23条)

- ・実質許可されず
- 「**輸入禁止**」

輸出統制令による
「**輸出**」制限

*「**製品**」輸入の制限(24条)

- ・「政令」で指定(24条2)

ストックホルム条約
「適用除外」
→「**エッセンシャルユース**」

* **使用の制限**(25条)

- ・「政令」で定める用途のみ使用可
- ・使用の届出(26条)

物質または使用製品の回収指示(34条)

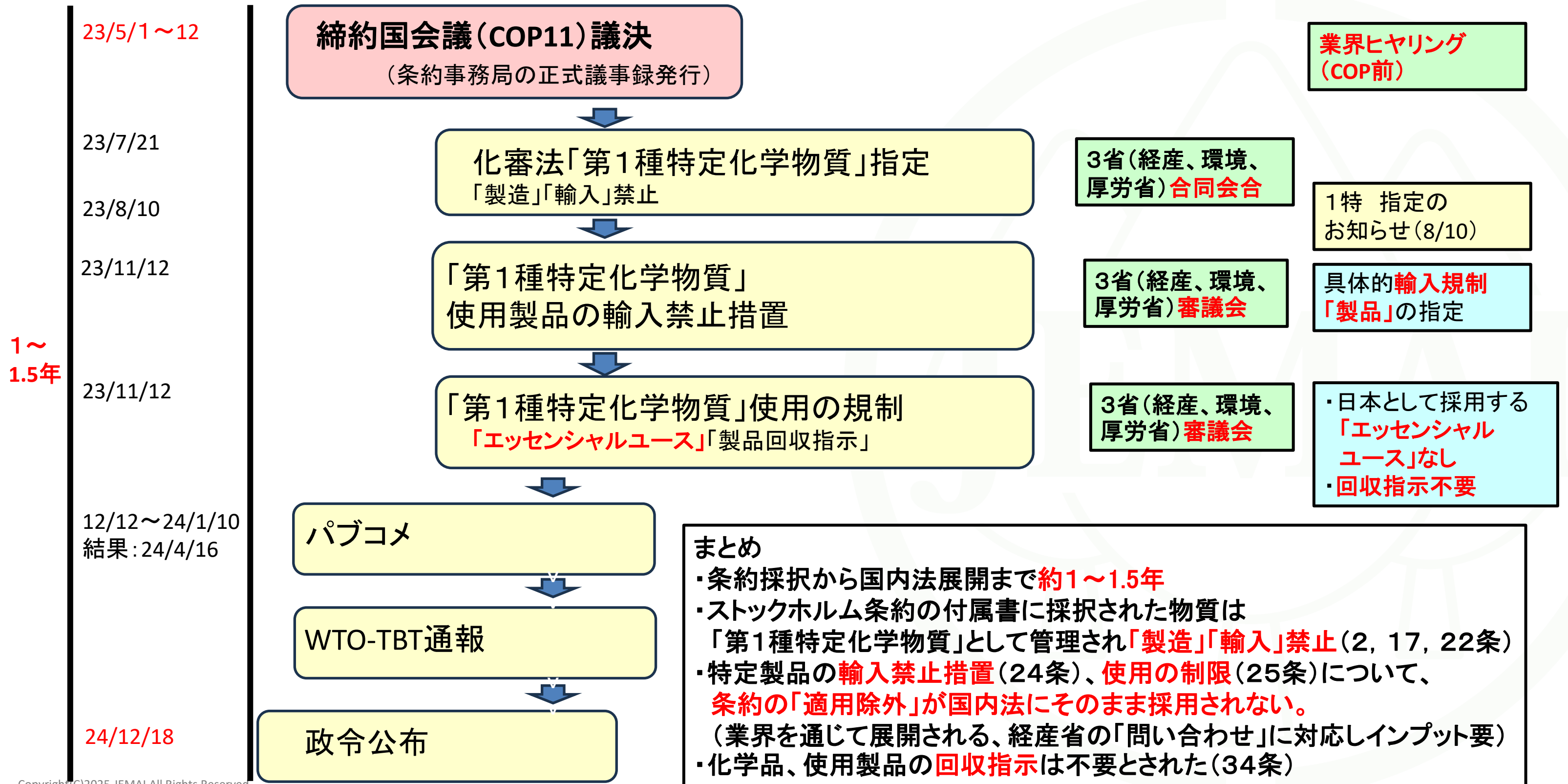
- ・当該化学物質による汚染進行を止めるに
必要な場合、製造・輸入者に回収指示

罰則(57条)

- ・17, 22, 24, 25, 34条違反→3年以下の拘禁もしくは100万円以下の罰金
- ・57条に定める法人の違反→1億円以下の罰金 (61条)

*「**審議会の意見の聴取**」案件(56条)

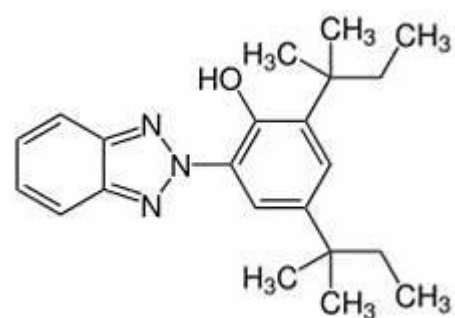
ストックホルム条約(国内化審法取り込み:UV328、デクロランプラス)



ストックホルム条約 (UV328) <再掲>

UV328 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (提案国: スイス)

【主な用途】紫外線吸収剤 (スチレンホモポリマーや共重合体、アクリルポリマー、不飽和ポリエステル、ポリ塩化ビニル、ポリオレフィン、ポリウレタン、ポリアセタール、ポリ酢酸ビュチラール、エラストマー、接着剤: 一般的には0.1-1%添加) 屋外で使用される、成形品、フィルム、シート、繊維の外観と物理特性を維持



CAS 25973-55-1

COP11 (2023年5月) 採択結果

- 一部適用除外の上、付属書A (廃絶) に収載
- 適用除外:
 - 自動車 (含む建設機械、農業機械)、産業用機械、分析機器等の液晶画面の修理用部品 (2044まで)
 - 医療用機器の液晶画面の修理用部品 (2041まで)



- 化審法「第1種特定化学物質」指定 化学物質審議会#229 (2023年7月)
- 化審法「第1種特定化学物質」に関する措置 (2023年11月)
- 政令公布 2024年12月18日 施行2025年2月18日 (第1種特定指定)

ストックホルム条約 (UV328)

(1) UV-328 の使用の現状及び今後の見込み

UV-328 は、塗料、プラスチックの紫外線吸収剤として主に用いられているが、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が数年前より進められてきた。

こうした中、令和6年夏頃までにUV-328の製造・輸入・使用は終了する見込みである。

しかしながら、上述のとおり、我が国においては、条約で適用除外とされた用途を含めて、令和6年夏頃までにUV-328から他の物質・技術への代替が完了する見込みであることを踏まえると、適用除外とする用途を設ける必要はなく、UV-328の製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である（試験研究用途は除く。）。

表7. UV-328が使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品※
塗料及びワニス
潤滑油
接着剤、テープ及びシーリング用の充填料
プラスチック用紫外線吸収剤

令和5年度 経産省化学物質審議会
第2回安全対策部会資料より抜粋

ストックホルム条約(UV328)

化学物質審議会の提言を踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規則(化審法)に関する法律施行令の一部を改正する**政令**(2024/12/18公布)

化審法24条(第1特定化学物質使用製品)、25条(使用の制限)、52条(経過措置)の規定に伴い、法律施行令1条1項に第1種特定化学物質として追加、7条の表に「**輸入規制製品**」、附則第3項に「**エッセンシャルユース**」を追加

「**輸入規制製品**」 施行令7条の表

- 1) 潤滑油
- 2) 樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調整添加剤
- 3) 塗料及びワニス
- 4) 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料

「**エッセンシャルユース**」 附則第3項
・該当品目なし

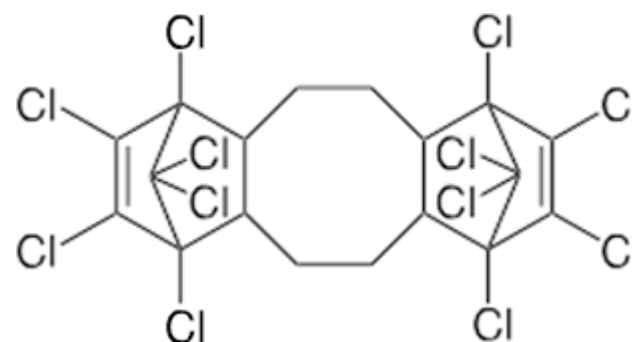
日程	
パブコメ開始	2024/11/7
パブコメ終了	2024/12/6
政令公布	2024/12/18
施行日	2025/2/18
輸入規制	2025/6/18

化審法改正官報公布後に、輸出貿易管理令も改定され、化審法での輸入製品が「**輸出禁止品目**」となります

ストックホルム条約（デクロランプラス） <再掲>

デクロランプラス（提案国：ノルウェー）

【主な用途】樹脂・繊維用難燃剤



CAS 13560-89-9

Syn-isomer CAS 135821-03-3

Anti-isomer CAS 135821-74-8

COP11（2023年5月）採択結果

- 一部適用除外の上、付属書A（廃絶）に収載
- 適用除外：
航空、宇宙、軍事、自動車、据え置き型機械、船舶・海洋機器、
農業・林業機器、試験・分析機器の修理用部品（2044年まで）
医用機器、体外診断装置の修理用部品（2041年まで）



- 化審法「第1種特定化学物質」指定 化学物質審議会#229（2023年7月）
- 化審法「第1種特定化学物質」に関する措置（2023年11月）
- 政令公布 2024年12月18日 施行2025年2月18日（第1種特定指定）

ストックホルム条約（デクロランプラス）

(1) デクロランプラスの使用の現状及び今後の見込み

デクロランプラスは、電気・電子製品、樹脂やゴムなどの難燃剤として主に用いられているが、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が数年前より進められており、令和6年末頃までには代替は完了する見込みである。

こうした中、国内の輸入事業者は、令和5年度末頃までには、デクロランプラスの輸入・使用を終了する見込みである。 ※製造数量は確認されていない

しかしながら、上述のとおり、我が国においては、条約で適用除外とされた用途を含めて、令和6年末頃までにデクロランプラスから他の物質・技術への代替が完了する見込みであることを踏まえると、適用除外とする用途を設ける必要はなく、デクロランプラスの製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である

表4. デクロランプラスが使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品※
樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤
シリコーンゴム
潤滑油
接着剤及びテープ
電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

令和5年度 経産省化学物質審議会
第2回安全対策部会資料より抜粋

ストックホルム条約(デクロランプラス)

化学物質審議会の提言を踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規則(化審法)に関する法律施行令の一部を改正する**政令**(2024/12/18公布)

化審法24条(第1特定化学物質使用製品)、25条(使用の制限)、52条(経過措置)の規定に伴い、法律施行令1条1項に第1種特定化学物質として追加、7条の表に「**輸入規制製品**」、附則第3項に「**エッセンシャルユース**」を追加

「**輸入規制製品**」 施行令7条の表

- 1) 潤滑油
- 2) 樹脂に防炎性能を与える調整添加剤
- 3) 電子機器及び電気製品の部品
- 4) シリコーンゴム
- 5) 接着剤及びテープ

「**エッセンシャルユース**」 附則第3項





- ・防衛省設置法第4条1項13号に規定する
装備品等に使用する断熱材の製造

日程

パブコメ開始	2024/11/7
パブコメ終了	2024/12/6
政令公布	2024/12/18
施行日	2025/2/18
輸入規制	2025/6/18

化審法改正官報公布後に、**輸出貿易管理令も改定**され、化審法での輸入製品が「**輸出禁止品目**」となります







化審法上の「第一種特定化学物質」の扱い

品目	行為	施行日
 物質  調剤	「製造」(合成) 「輸入」	 「BAT申請」された非意図的生成物を含む化学品は「第一種特定化学物質」としない
	「使用」	 「政令」で定めたエッセンシャルユースのみ使用可

「化合物」ではなく「製品」として扱うもの 運用通知1-(4) 20180829製局第2号

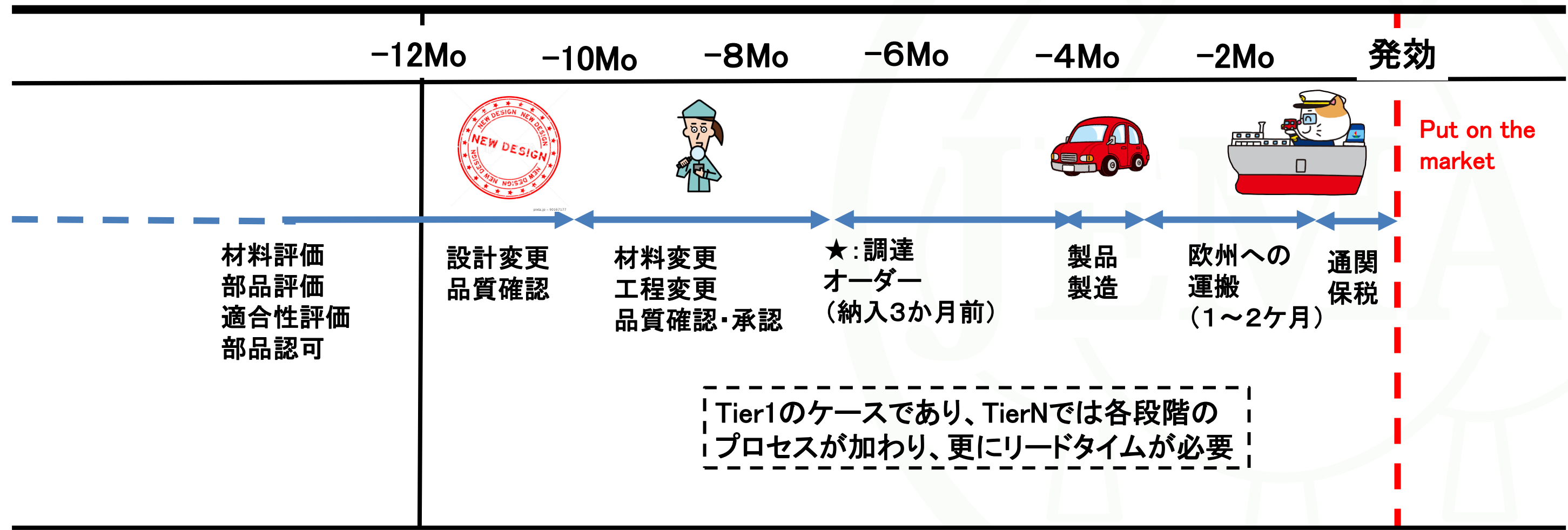
- ・固有の商品形状を有し、最終用途使用 (例: 合成樹脂什器、板、菅、棒、フィルム)
- ・小分けした商品で店頭販売用混合物 (例: 顔料入り合成樹脂塗料、家庭用洗剤)

「製品」に準ずる扱い

 製品 (成形品) 	「輸入」	 「政令」で定めた製品は輸入禁止	川下事業者の 「調達」基準で 含有禁止 とされる場合が あり確認ください (例: 自動車、 電機産業等)
	「使用」	新規製造  「政令」で定めたエッセンシャルユースのみ使用可	
	製造済製品		
	ユーザー「使用中」	 「回収措置」がない範囲で継続使用可	

法規対応リードタイムに関する最終製品製造者の考え方(イメージ)

Q: REACH、ストックホルム条約等の規制物質に対し、最終製品製造者は、遅くとも規制発効1年以上前までの対応(代替開発完了)の要求が多いのはなぜ？

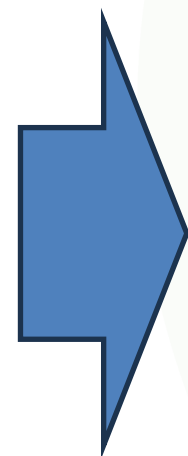


※本図はあくまでイメージであり、実際の規制対応リードタイムは個々の企業の要件で異なる

「第1種特定化学物質」非意図的混入

化審法「第一種特定化学物質」には
規制濃度閾値がありません！

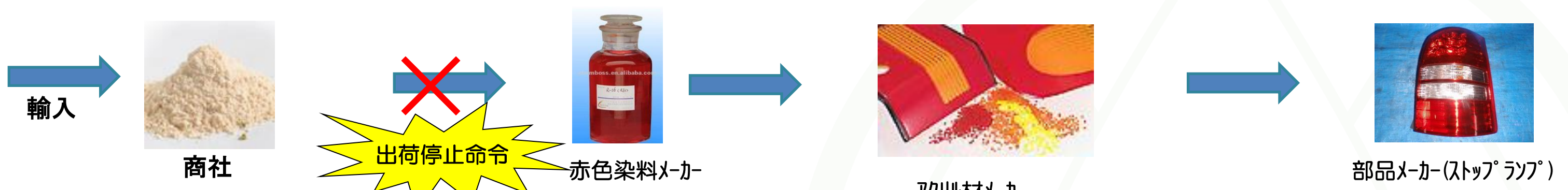
法規上「1ppm」
含有しても、
化審法に抵触します



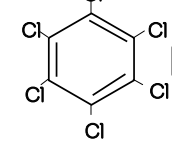
2006年3月3日金曜日……
顔料メーカーからの1通のメールが届く
自動車業界に戦慄が…
社内、業界団体の…大騒動！！

「第1種特定化学物質」非意図的混入

【事例A】 2006年 全自動車メーカー



TCPA(テトラクロロ無水フタル酸)

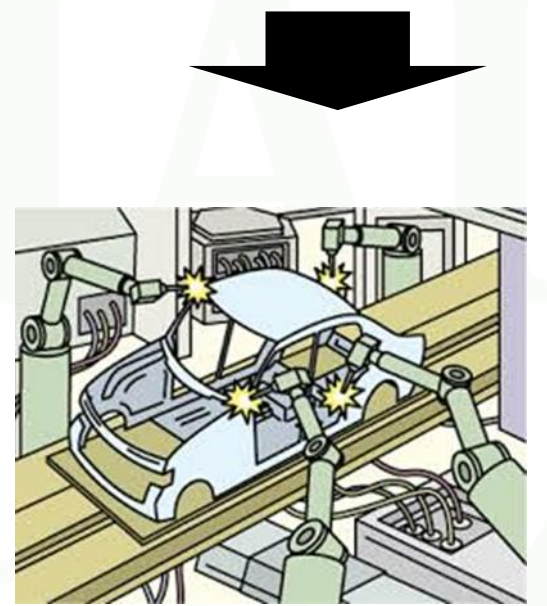


HCB (ハククロハゼン)が微量含有(600ppm)

化審法 「第一種特定化学物質」

赤色アクリル樹脂材の染料に、
 化審法で製造・使用禁止されている
 HCB (ハククロハゼン) が微量含有。
 車両生産停止の恐れが生じた。

- ・自動車メーカー内全体に化学物質が「調達、生産」活動に影響するとの認識はなかった
- ・まずは、生産を止めない事
- ・事案理解、処理を含め主所の活動



化審法にBATによる、不純物閾値導入議論の始まり

非意図的生成HCB混入(2006年)

別添

薬食発第 1015001 号
平成 19・10・05 製局第 1 号
環企発第 071015001 号
平成 19 年 10 月 15 日

化審法の運用 変更について

厚生労働省医薬食品局長
経済産業省製造産業局長
環境省総合環境政策局長

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。)の運用については、平成 16 年 3 月 25 日付け「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(薬食発第 0325001 号、平成 16・03・19 製局第 3 号、環企発第 040325001 号。以下「運用通知」という。)により取り扱ってきたところである。今般、化審法に規定する第一種特定化学物質が副生する事例が複数確認されたことを受け、副生成物として他の化学物質に微量含有される第一種特定化学物質の取扱いに係る考え方を明確化する観点から、運用通知の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。

記

3-3 を 3-4 とし、3-2 を 3-3 とし、3-2 として次を加える。

3-2 第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わないものとする。

由来顔料及びフタロシアニン系顔料に係るHCB含有量の基準値(TCPAについては200ppm、TCPA由来顔料(ピグメントエロー138を除く。)については10ppm、ピグメントグリーン36については10ppm)を設定・適用する予定です。当該基準値が設定・適用された後は、HCBの含有割合が当該基準値を超える場合は、第一種特定化学物質として取り扱われることとなります。



「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正に伴う副生ヘキサクロロベンゼンを含有する顔料等の取扱いについて(お知らせ)

平成19年10月15日
厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室
環境省 総合環境政策局 環境保健部企画課 化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)では、他の化学物質を製造する際に副生する第一種特定化学物質(※)物質について、可能な限りその生成を抑制するとの観点から、「利用可能な最良の技術(BAT: Best Available Technology/Techniques)」を適用し、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考えに立ってきているところである。
平成18年2月に、化審法に基づく第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン(官報公示番号 3-76、CAS No. 118-74-1。以下「HCB」という。)が、テトラクロロ無水フタル酸(官報公示番号 3-1423、CAS No.117-08-8。以下「TCPA」という。)の合成過程において副生する事例が報告されました。
このため、化審法を所管する厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3省」という。)は、平成18年4月、専門家からなる「副生する第一種特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置いたしました。その後第一種特定化学物質が副生する事例につき複数の相談がありました。
このような状況を踏まえ、副生成物として他の化学物質に微量含有される第一種特定化学物質の取扱いに係る考え方を明確化するために、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(平成16年3月25日、薬食発0325001号、平成16・03・19製局第3号、環企発第040325001号。以下「運用通知」という。)を別添のとおり改正し、本日より施行しました(参考資料:改正後の運用通知(全体版))。
これに伴い、現在、化審法に基づく第一種特定化学物質であるHCBの低減を進めているTCPA、TCPAを原料とした顔料又は染料(以下「TCPA由来顔料」という。)及びピグメントブルー-15(官報公示番号 5-3299、CAS No.147-14-8)を塩素化して製造される顔料又は染料(以下「フタロシアニン系顔料」という。)の取扱いは、以下のとおりとします。

記

1. TCPA、TCPA由来顔料及びフタロシアニン系顔料の取扱いについては以下のとおりとします。
 - a. 事業者自らが設定したTCPA、TCPA由来顔料及びフタロシアニン系顔料のHCBに係る自主管理上限値等を3省に提出した事業者については、改正後の運用通知3-2に該当するものとみなします。
 - b. TCPA、TCPA由来顔料及びフタロシアニン系顔料の製造又は輸入を行う事業者は、引き続き、自らが製造又は輸入するTCPA、TCPA由来顔料及びフタロシアニン系顔料中のHCB含有量が自主管理上限値を超えていないことを確認するとともに、ロットごとの各種データ(分析結果、製造・輸入年月日、製造又は輸入量及び用途)を定期的に3省に報告してください。
 - c. ただし、自ら設定し3省に提出した自主管理上限値が、TCPAについては200ppm、TCPA由来顔料については10ppm、ピグメントグリーン36(フタロシアニン系顔料の一種)については10ppmをそれぞれ超えない場合は、上記b.の定期的な3省への報告は不要とします。その場合も、HCB含有量を極力低減していくことが望ましいことには変わりはなく、引き続きHCB含有量の低減に努めてください。
2. 3省は、評価委員会が取りまとめた「TCPA及びソルベントレッド135中の副生HCBに係るBATレベルに関する報告書」(平成18年11月)及び「TCPA由来その他顔料及びフタロシアニン系顔料中の副生HCBに係るBATレベルに関する報告書」(本年4月)の内容を踏まえ、HCBの削減を一層推進する観点から、改正運用通知の施行から1年後を目途に、TCPAの供給状況等を考慮した上で、TCPA、TCPA由来顔料及びフタロシアニン系顔料に係るHCB含有量の基準値(TCPAについては200ppm、TCPA由来顔料(ピグメントエロー138を除く。))については10ppm、ピグメントグリーン36については10ppm)を設定・適用する予定です。当該基準値が設定・適用された後は、HCBの含有割合が当該基準値を超える場合は、第一種特定化学物質として取り扱われることとなります。

顔料系のHCB
基準値は10ppm

化審法上の「非意図的生成」の扱い

3-4 **不純物**として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱い
第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、**当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減している**と認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質として取り扱わないものとする。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環保企発第1808319号厚生労働省医薬・生活衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知)



本規定は**BAT**(Best Available Technology)といわれ該当する個社が申請する。
(会社によりBAT値が異なる可能性がある)
基本的に、不純物含有量と低減策を知りうる化学メーカーの申請となる。

「第1種特定化学物質」非意図的混入の事案

年	案件	物質
2006(H18)	TCPA(溶剤)及び色材(顔料及び染料)(例:ソルベントレッド135) 「副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会」設置と第1回会合(2006/4/7) 「TCPA及びソルベントレッド135中の副生HCBNにかかるBATレベル」報告書(2006/11)	HCB(ヘキサクロロベンゼン)
	2-(2H-1,2,3,ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6,-ジ-tert-ブチル-ブチルフェノール(チヌビン320)(CAS#3846-71-7)	チヌビン320
2008(H20)	「化審法の運用通達改正(3-4非意図的生成物質の取り扱い)」(2008/10/15)	
2012(H24)	有機顔料中のポリ塩化ビフェノル ジフェニルシランジオール(CAS#947-42-2)中のポリ塩化ビフェニル	PCB PCB
2018(H24)	フッ素樹脂粉末中のPFOA 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)中の短鎖塩素化パラフィン(SCCP)	PFOA SCCP
	有機顔料・染料中のHCB、PCBについてはこの後数件事案あり	



COP20(2025年春)でMCCPが採択されると
LCCP中の非意図的生成MCCPについて
BAT議論が行われる見込み

ストックホルム条約(中鎖塩素化パラフィン)

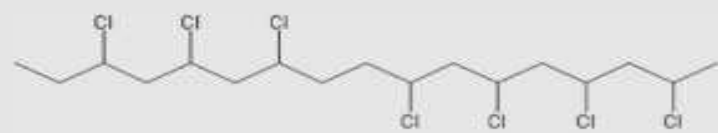
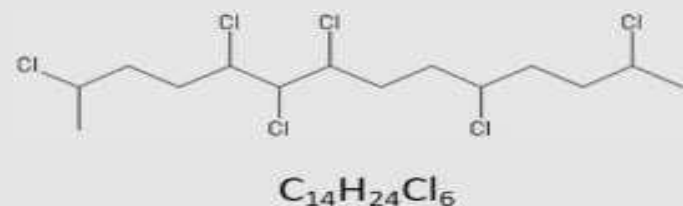
中鎖塩素化パラフィン(MCCP 炭素数14~17までのものであって、塩素の含有量が全重量の45%以上のものに限る。)(提案国:英国)

【主な用途】樹脂用難燃剤、塩ビ可塑剤、金属加工用機械油等



Candidate POPs

Chlorinated paraffins with carbon chain lengths in the range C₁₄₋₁₇ and chlorination levels at or exceeding 45 per cent chlorine by weight



CAS 85535-85-9

POPRC20(2024年10月)議論結果

【COP12への勧告】

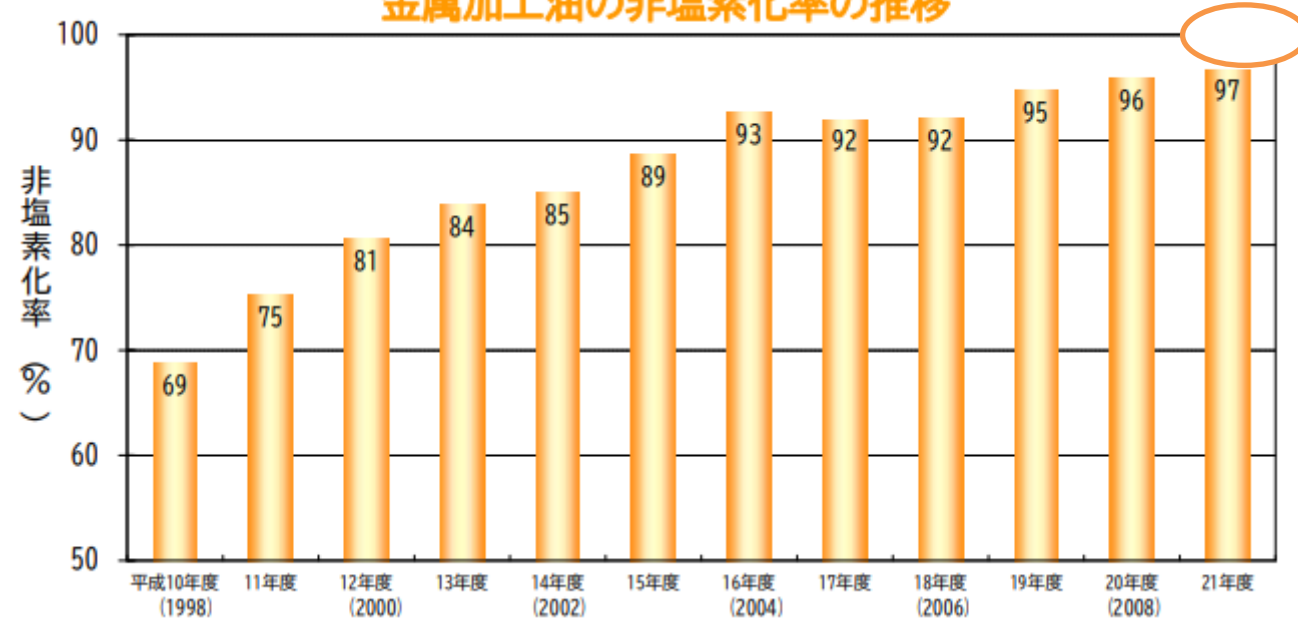
- 一部適用除外の上、付属書A(廃絶)に収載
- 適用除外:
自動車、社会インフラ向け電気電子機器、医療機器に用いる金属加工油剤や修理用部品等のためのMCCPの使用(加エプロセスを含む。)

<https://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/ChemicalsProposedforListing/tabid/2510/Default.aspx>

ストックホルム条約(中鎖塩素化パラフィン)

我が国の機械加工油の現状

金属加工油の非塩素化率の推移

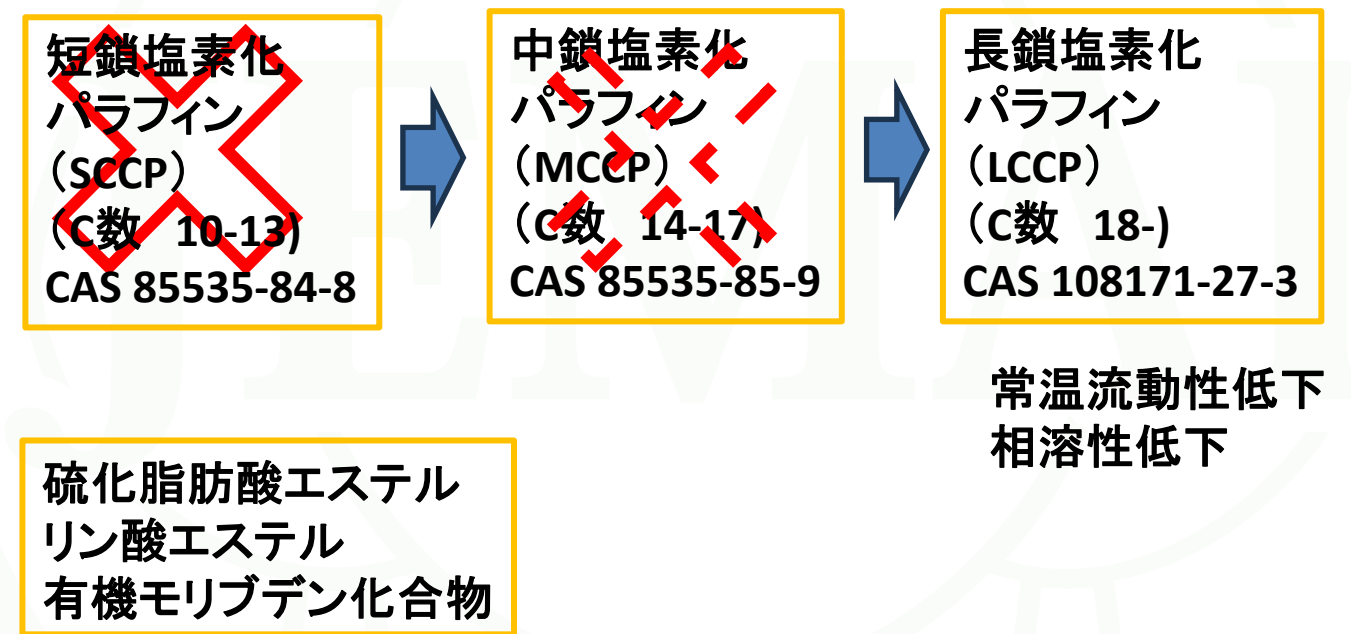


潤滑油協会「塩素フリー化リーフレット」より

塩素含有加工油がなぜ使用されるか？

- ・低価格
- ・生産性が高い
- ・**難加工材(ステンレス、チタン等)**
- ・**難加工処理(ブローチ加工、細径加工 等)**

金属加工油用「極圧剤」



我が国の機械加工油は「塩素フリー油」が主流
(JISから塩素系加工油は削除)

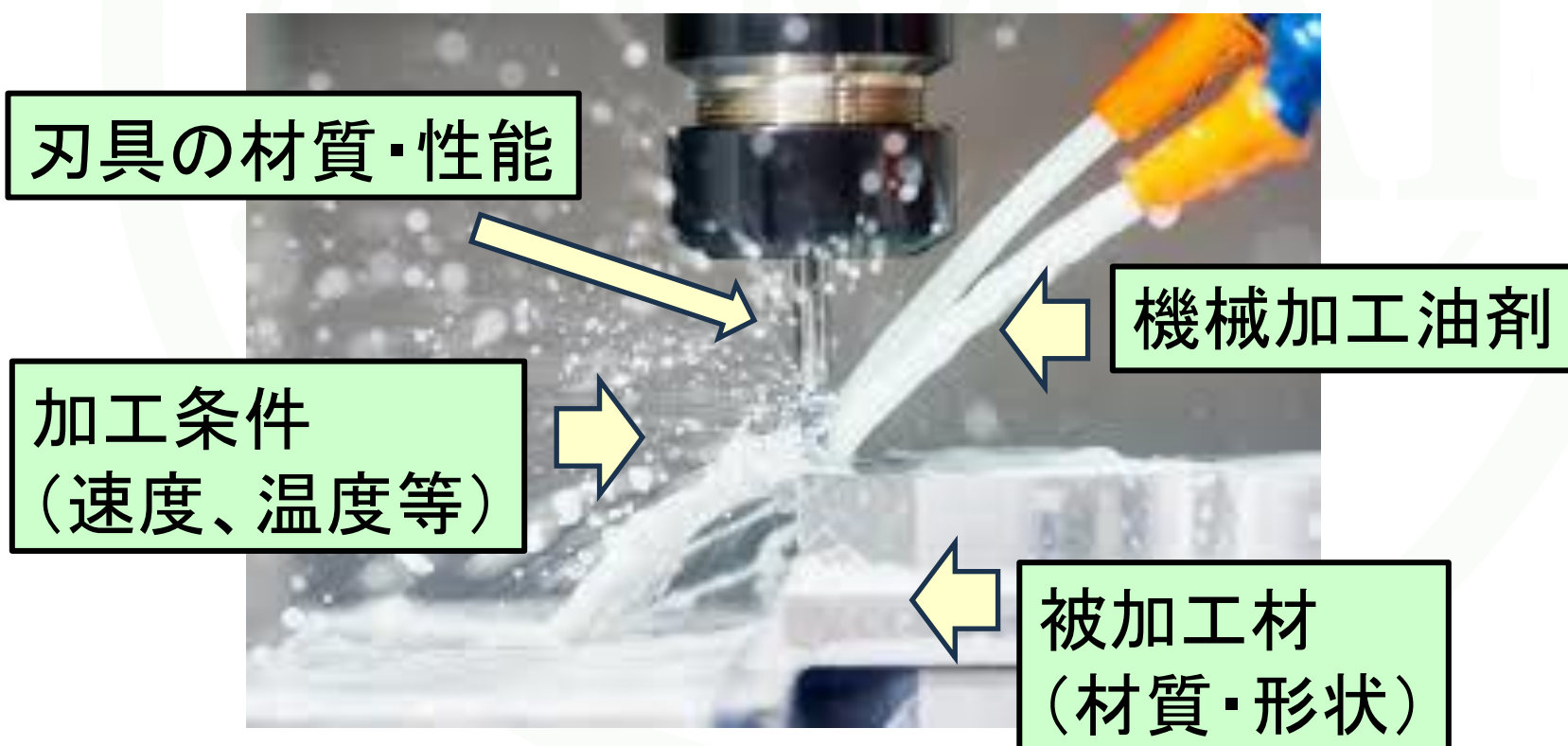
ストックホルム条約(中鎖塩素化パラフィン)

機械加工油「代替」議論の難しさ

- ・わが国の汎用機械加工油は塩素フリー化完了(全体の9割超え)
- ・「極圧添加剤(油剤)」の作用機序が複雑であること
- ・「被加工材」「加工刃具」「油剤」の組み合わせで評価責任分担が難しく、実際のユーザーからは見えにくいこと



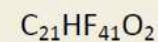
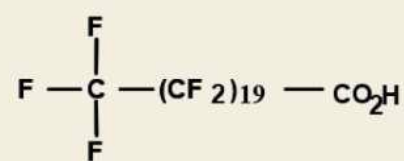
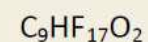
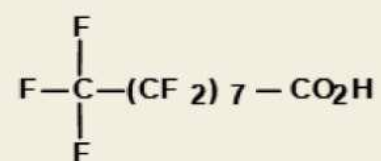
実加工メーカーは、「油剤メーカー」「刃具メーカー」「工作機械メーカー」「被加工材メーカー」と連携し代替を進めることが必要



ストックホルム条約 (LC-PFCA)

長鎖パーフロロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及び LC-PFCA 関連化合物 (LC-PFCA 炭素数9~21) (提案国: カナダ)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、熱媒体、光学材料等



CAS No. 375-95-1; 335-76-2; 2058-94-8; 307-55-1; 376-06-7;
72629-94-8; 141074-63-7; 67905-19-5; 57475-95-3;
16517-11-6; 133921-38-7; 68310-12-3

POPRC20 (2024年10月) 議論結果

【COP12への勧告】

・一部適用除外の上、付属書A(廃絶)に収載

・適用除外:

信頼性試験や温度管理用の不活性フッ素液体、半導体、
自動車の密封系で用いる熱媒体及び熱媒体を含有する
修理用部品等のLC-PFCAとその塩及びLC-PFCA関連物質の使用

ストックホルム条約(クロルピリホス)

クロルピリホス(農薬)(提案国:EU)

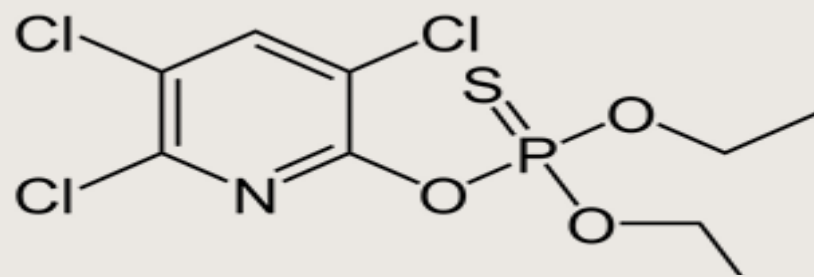
・有機リン系殺虫剤

【主な用途】殺虫剤



Candidate POPs

Chlorpyrifos



CAS No. 2921-88-2

Full Name: O,O-diethyl O-(3,5,6-trichloro-2-pyridyl) phosphorothioate

POPRC20(2024年10月)議論結果

【COP12への勧告】

・適用除外なしで、付属書A(廃絶)に収載

- ・2008年中国製の冷凍食品から検出
- ・わが国では「シックハウス症候群」対策として建築基準法で建材への使用禁止(2003年)

ストックホルム条約での「適用除外」について

1. **条約に「適用除外」を要求**する際には、（日本政府）
担当原課を通じ、ヒヤリング時に担当部局にインプットください。
（経産省は**化学物質管理課**）
2. 条約の「**適用除外**」について、**国内での企業活動が関係**する場合、
化審法上での「**エッセンシャルユース**」を得てください。
条約上の「**適用除外**」が**自動的に化審法には反映されません**。
3. 条約の「**適用除外**」について、
各国が一律で採用するわけではありません。
輸出時には、仕向国の法律を確認ください。

ストックホルム条約の各国法取り込みについて

1. 基本的な考え方:

「条約」は**ミニマム要件**であり、各国は裁量で「**上乘せ規制**」が可能

2. 化審法のストックホルム条約取り込み要件:

- 物質の廃絶 → 「第1種特定化学物質」指定(2,17~23条)
- 「製品」規定なし → 「**指定製品輸入制限**」(24条) <上乘せ規制>
- 使用適用除外 → 「エッセンシャルユース」指定(25条)

特に「製品」の輸出については、**受け入れ国の法律確認**が必要
(各国法例)

- 欧州POPs規則
- シンガポール: Environmental Protection and Management Act 1999
- ニュージーランド: Hazardous Substances and New Organisms Act 1996
- 豪州: IChEMS: Industrial Chemicals Environmental Management Standards

ストックホルム条約の各国法取り込みについて



EU POPs規則
(EU)2019/1021

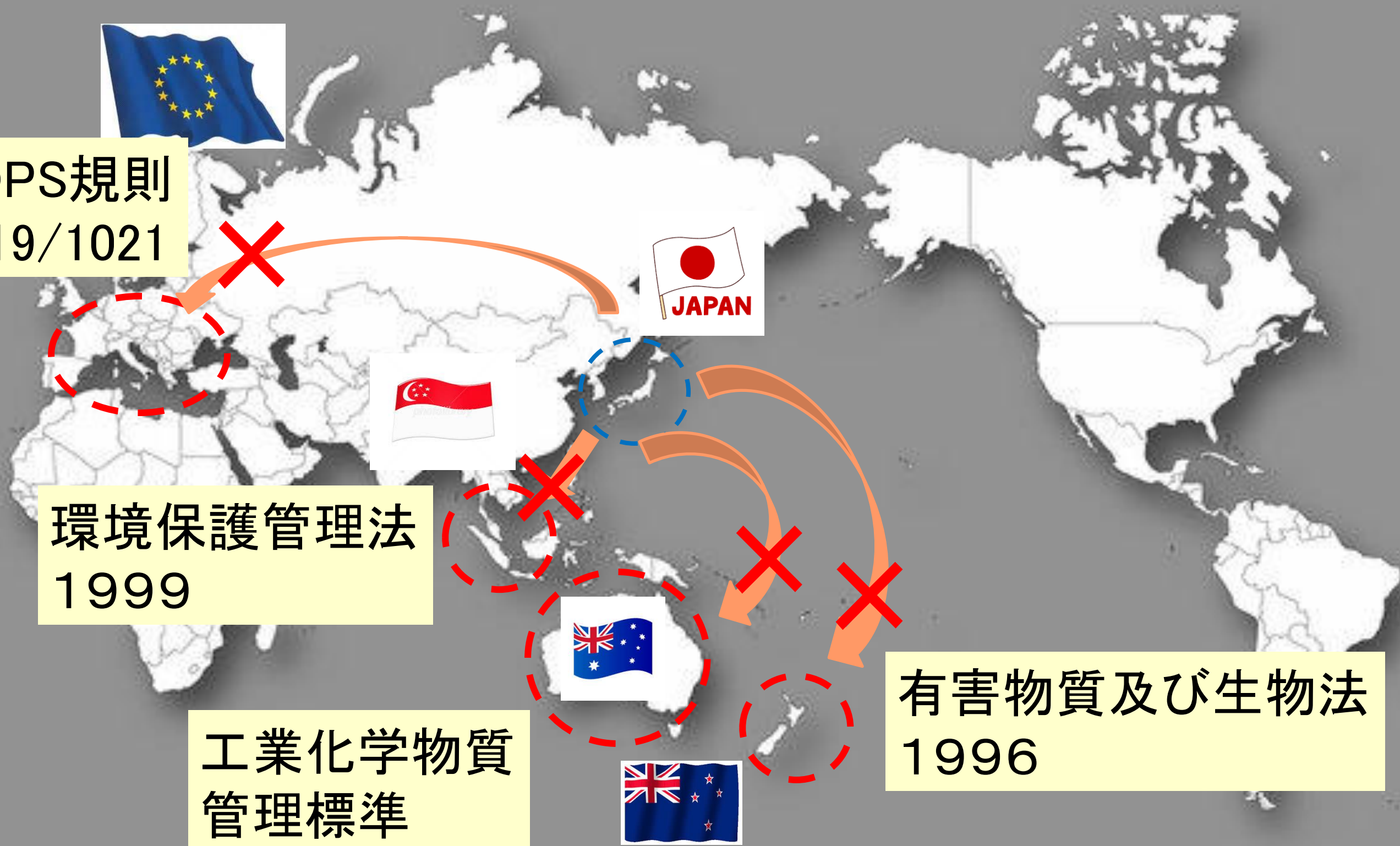


環境保護管理法
1999

工業化学物質
管理標準



有害物質及び生物法
1996



欧州POPs規則((EU)2019/1021)

欧州域内でストックホルム条約を履行する法規

* Regulationだが第1条で加盟国による更に厳しい規制を認めている。

3条 Control of manufacturing, placing on the market and use, and the listing of substances

- 1.The manufacturing, placing on the market and use of substances listed in Annex I, whether on their own, in mixtures or in articles, shall be prohibited, subject to Article 4.
- 2.The manufacturing, placing on the market and use of substances listed in Annex II, whether on their own, in mixtures or in articles, shall be restricted, subject to Article 4.

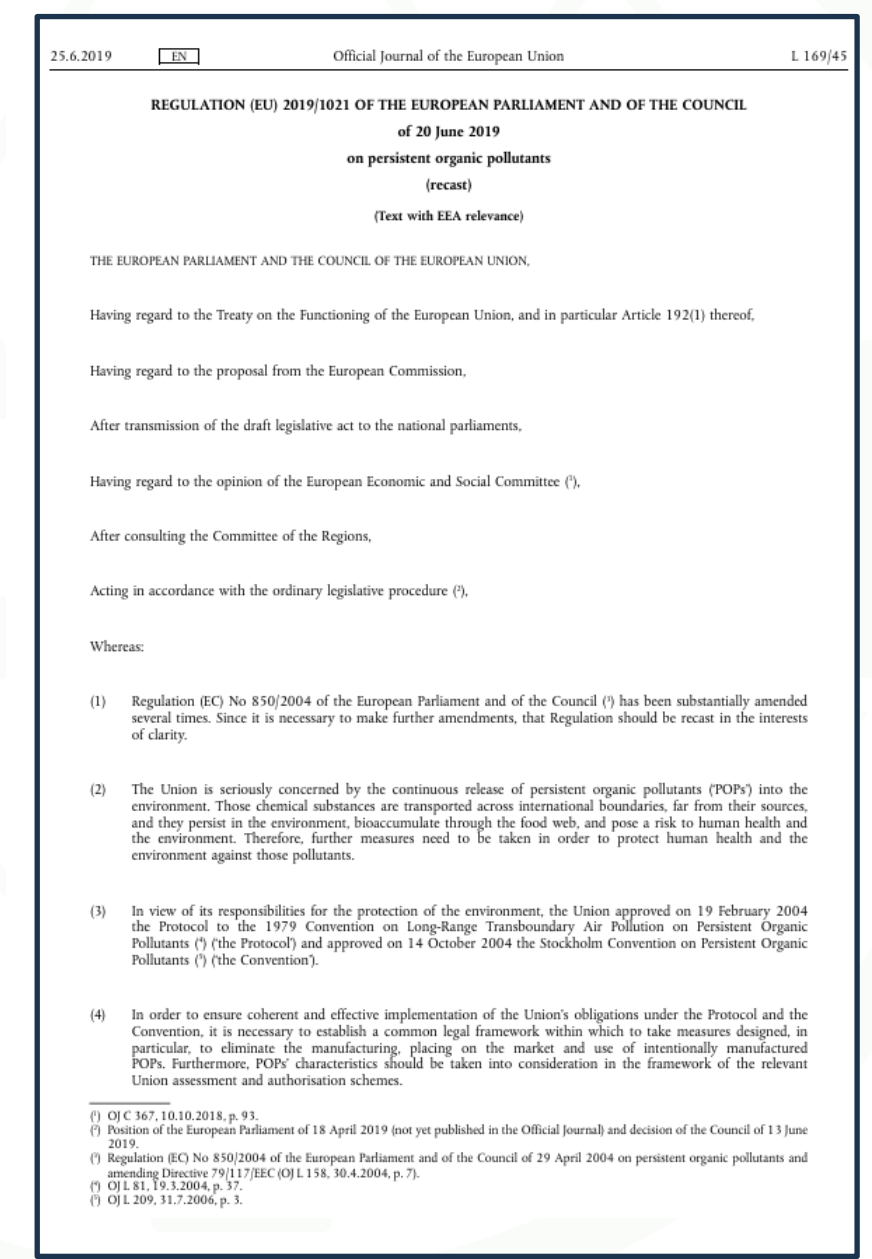
附属書I、IIIに収載された物質は、「製造」「輸入」「使用(単体、混合物、成形品)」を禁止

6.Waste consisting of, containing or contaminated by any substance listed in Annex IV is regulated by Article 7.

附属書IVに収載された物質により汚染された廃棄物は7条に従い処理

ストックホルム条約収載物質と欧州が採用した適用除外項目が附属書Iに収載

・ただし収載に当たり、欧州POPs規則では物質評価をRAECHの評価プロセスを使用している。→評価後、POPs規則に移行



欧州POPs規則の構成

1条: 目的と課題
「ストックホルム条約と」
「残留性有機汚染物質による
長距離越境大気汚染議定書」担保

2条: 定義

**8条: 化学品庁と加盟国フォーラム
情報交換フォーラム**

9条: 法規展開計画
加盟国の計画と委員会の役割

11条: 情報交換
POP物質に関する委員会、加盟国

12条: 技術支援
途上国への条約対応支援

13条: 実施の監視
POP物質に関する委員会、加盟国

14条: 罰則

16条: 予算

17条: 情報公開

19条: 加盟国の管轄組織

20条: 委員会手続き

3条: 製造・上市・使用物質リスト管理
(1)「廃絶」附属書I
(2)「制限」附属書II
(6)廃棄物管理 附属書VI 7条

4条: 本法の適用除外
(1b)「非意図的生成物」の扱い
→適用除外

5条: 備蓄物
法規発効後の対象物備蓄の扱い

6条: 環境放出の削減、最小化
(2)「環境放出最小化」附属書III

10条: 監視
環境放出最小化の監視

7条: 廃棄物管理
廃棄物中の管理物質と許容濃度

18条: 条約への代表団権限
加盟国からEU代表団への移譲

15条: 附属書の改定
POP物質に関する委員会、加盟国

附属書I
・「廃絶」対象物質

附属書II
・「制限」対象物質

附属書III
・「環境放出低減」対象物質

附属書VI
・廃棄物中の管理対象物質

附属書V
・廃棄物中処理・管理方法

21条: 旧法廃止

22条: 本法発効

附属書VI
・廃止・改正規則

附属書VII
・旧法相関

目次

1 化学物質管理における条約対応について

- ・化学物質関連条約
- ・ストックホルム条約
- ・条約の国内法展開

2 欧州資源循環政策について

- ・欧州資源循環政策
- ・廃車指令改定案

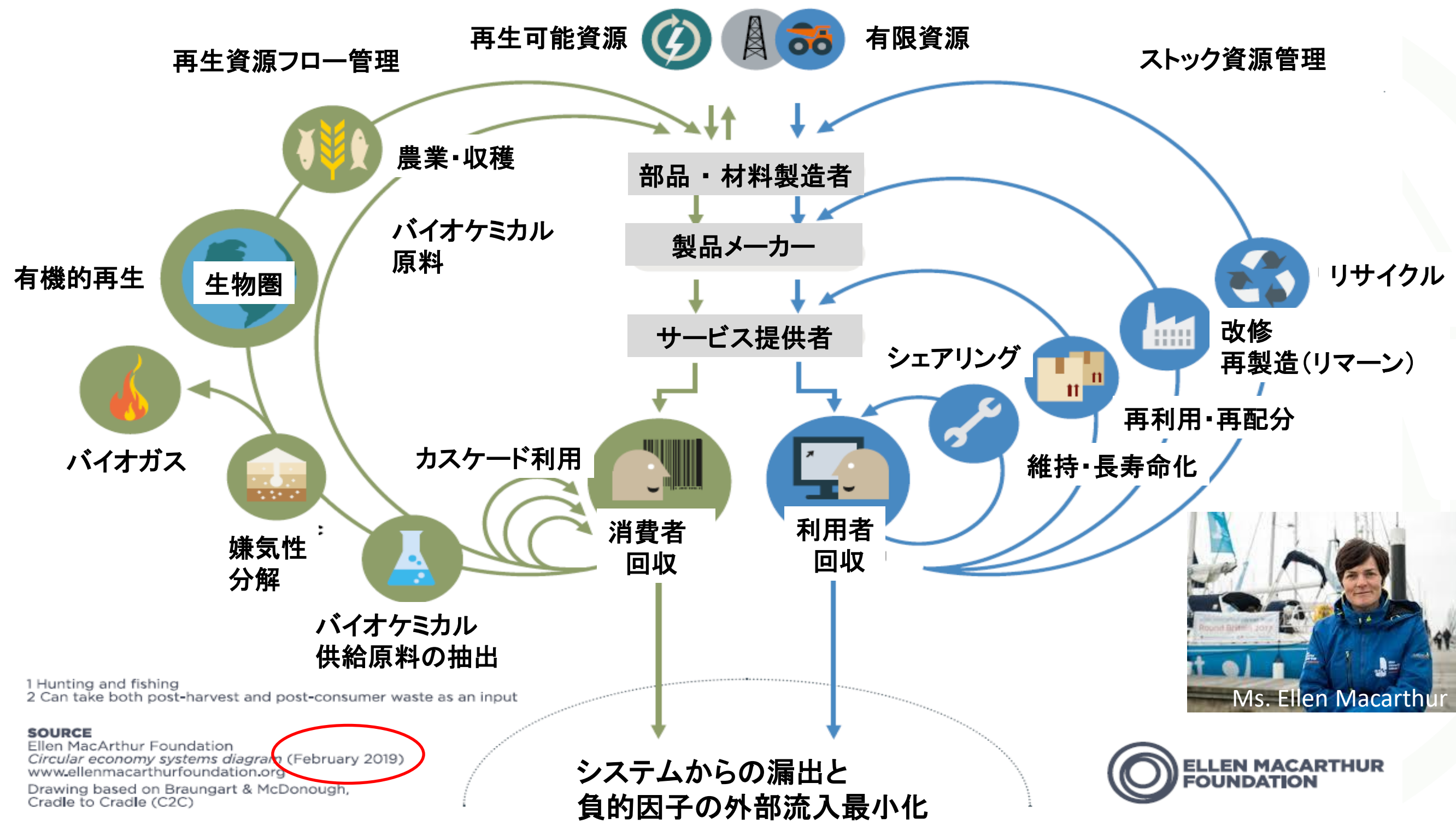
3 情報伝達ツールについて

- ・サプライチェーンの構造
- ・情報伝達ツール
- ・chemSHERPA

* ご質問は、各セッションごとに
数問お受けしますので、チャットに記入ください



欧州の資源循環政策をめぐる動向 (Ellen Macarthur財団:2019)



1 Hunting and fishing
2 Can take both post-harvest and post-consumer waste as an input

SOURCE
Ellen MacArthur Foundation
Circular economy systems diagram (February 2019)
www.ellenmacarthurfoundation.org
Drawing based on Braungart & McDonough,
Cradle to Cradle (C2C)



Ms. Ellen Macarthur



欧州の資源循環政策をめぐる動向

循環型経済
行動計画
(‘15/12)



フォン・デア・ライエン委員長

新循環型経済
行動計画(‘20/3)
欧州グリーン
ディールの重要要素

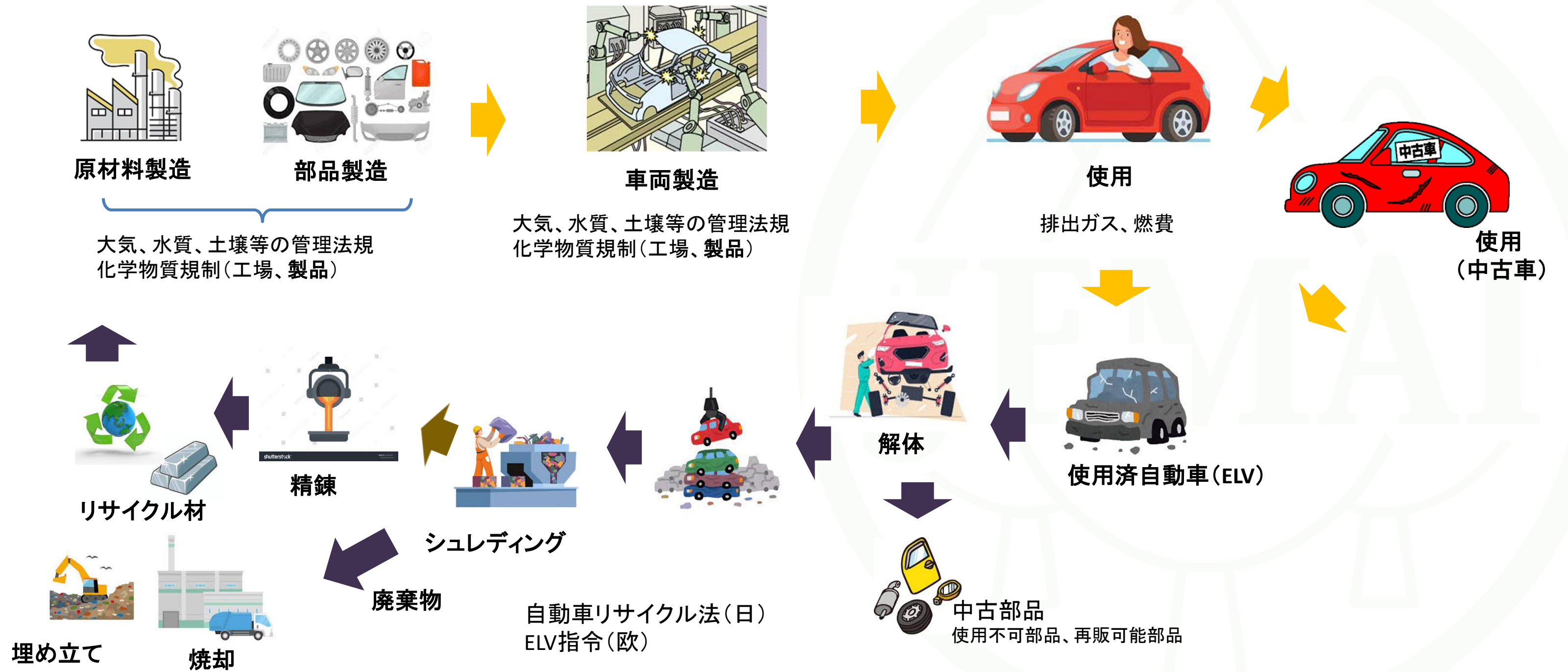


持続可能な製品の
ための包括的な法的
枠組み(‘22/3)

- ① 持続可能な製品の為のエコデザイン規則(ESPR)案
(自動車は改定ELV規則で対応するので除外)
- ② エコデザイン・エネルギーラベル作業計画(2022-2024)
- ③ グリーン移行に向けた消費者のエンパワーメントに
関する指令案
- ④ 持続可能な循環型繊維製品に向けたEU戦略
- ⑤ 建築資材の規則改正案



自動車のライフサイクル



現行ELV指令 2000/53/EC の概要

▼リサイクル可能率（認証要件：2005/64/EC）

- 2008年12月以降の新型車
- リサイクル可能率 85%以上
- サプライチェーンを通じて収集した部品構成材料情報をベースとしてリサイクル可能率（ISO準拠）算出が必要

▼環境負荷物質規制（2008年12月より認証要件化）

- 禁止：鉛, 水銀, カドミウム, 六価クロム
- 適用：2003年7月以降の市場投入車
- 対象：車両、補給品、用品

現行ELV指令(2000/53/EC)の問題点

- ① 法規の対象が、**小型乗用(M1)、小型貨物(N1)**に限られ、大型車両、二輪車等が枠組みから外れている
- ② 車両の**設計・開発がリサイクルを推進する方向に進まず**、リサイクルを考慮した技術やリサイクル材使用部品の開発が進んでいない
- ③ EU域内の**「使用済み車両」の解体・処理の高度化が進んでいない**。
現状、解体部品を取り外し後、「鉄」「アルミ」等の金属材料以外進んでいない
- ④ 輸入原材料に依存する、「触媒・電子部品に用いる貴金属、永久磁石等に用いられる希土類元素は、**産出地域が限られており、政治・経済的リスクがあること**
今後の「電動化」の中で、「駆動用電池・モータ」について管理を高めることが必要
- ⑤ 使用済み**車両の1/3程度が、行方が分からないこと**。正規な手続きで輸出されず、現行法規の外で処理されており、第三国での汚染等の課題があること
- ⑥ **自動車製造者と回収・処理業者の連携が不十分**であり、製造事業者からの解体・材料情報の伝達や「拡大生産者責任」に基づく、回収・処理業界との連携が必要

ELV規則(案)の構成

総則

1条:狙い 2条:適用対象 3条:用語定義

赤字:製造者関連
青字:解体・処理業者関連

循環性要求

- 4条:リサイクル率認証→附属書II
- 5条:有害物質→附属書III
- 6条:再生材料使用要求
- 7条:解体性設計→附属書VIIパートC

製造者の義務

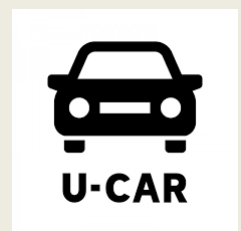
- 8条:総則
- 9条:循環性戦略→附属書IVパートA,B
- 10条:リサイクル材宣言
- 11条:解体情報→附属書V、VIIパートB,C
- 12条:ラベリング→附属書VI 1~4
- 13条:循環性車両パスポート

使用済み車両の管理

- 14条:所轄官庁
- 15条:認定処理施設
- 16条:拡大生産者責任
- 17条:製造者登録→附属書VIII
- 18条:製造者責任機構
- 19条:拡大生産者責任の認可
- 20条:製造者の財務責任
- 21条:責任の平準化
- 22条:加盟国間調整
- 23条:回収義務→附属書VIIIパートA
- 24条:認定処理施設への引き渡し
- 25条:廃棄証明書→附属書IX
- 26条:ユーザー義務
- 27条:認定処理施設の義務→附属書VIIパートA,B,C
- 28条:破碎処理
- 29条:汚染防止→附属書VIIパートB
- 30条:事前解体義務→附属書VIIパートC,G
- 31条:事前解体要求事項→附属書VIIパートD,E,F
- 32条:中古部品→附属書VIIパートD2
- 33条:中古部品取引インセンティブ
- 34条:リユース、リサイクル目標
- 35条:シュレダーダスト埋立て禁止
- 36条:EU域外での廃車処理の輸出

中古車の管理

- 37条:使用済み車両と中古車の定義→附属書I
- 38条:中古車の輸出管理
- 39条:車両情報確認
- 40条:税関管理
- 41条:輸出保留
- 42条:輸出許可
- 43条:輸出差し止め
- 44条:加盟国間連携
- 45条:加盟国間情報交換システム



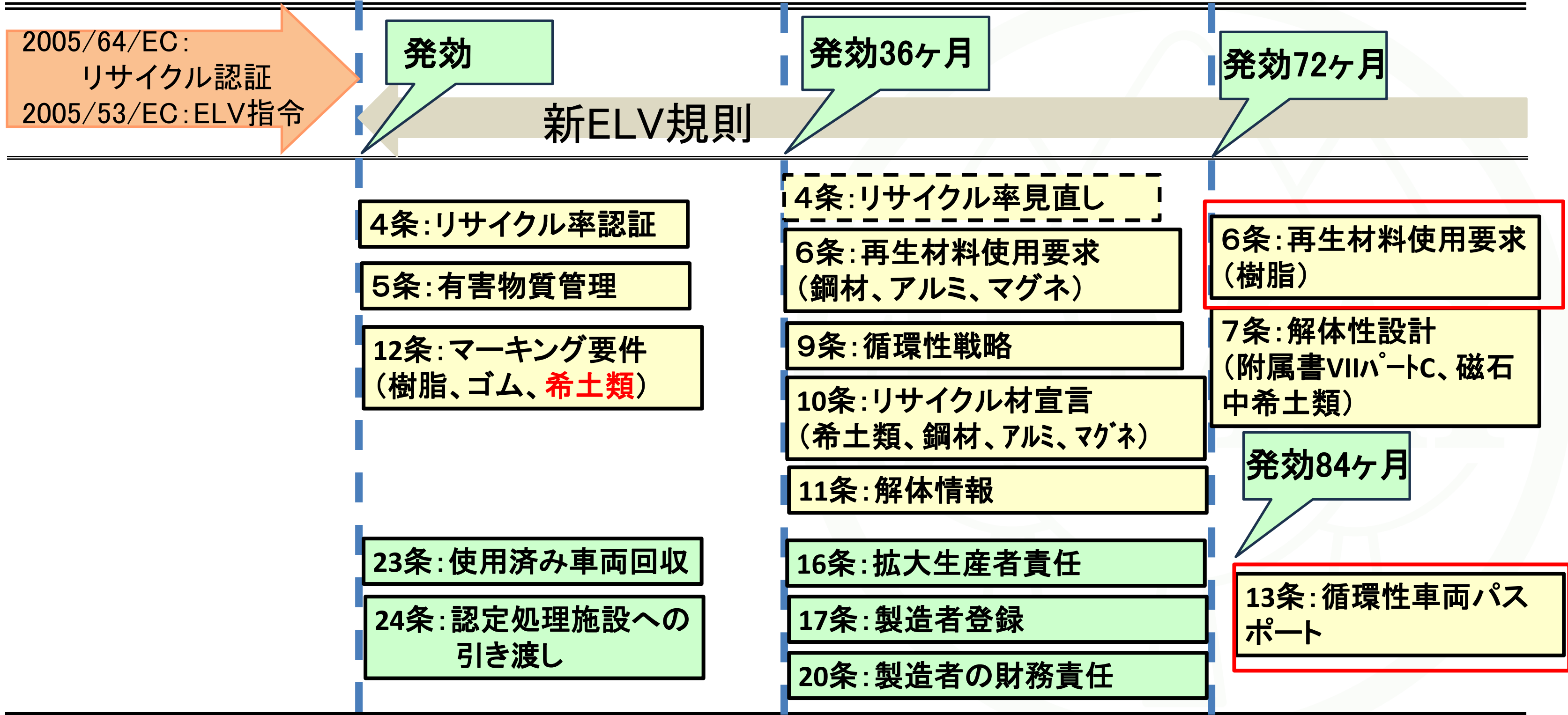
法規執行・委任行為

- 46条:査察
- 47条:加盟国の連携
- 48条:罰則規定のあり方
- 49条:EU委員会への報告
- 50条:法規委任
- 51条:委員会手順

修正・最終条項

- 53条:EU2019/1021修正
- 54条:EU2018/858修正→附属書X
- 55条:法規見直し規定
- 56条:現行関連法「廃止」規定→附属書XI
- 57条:発効規定

ELV規則(案)での製造者(自動車)対応タイムフレーム



「再生材料使用要求」について(6条)

(規則発効72ヶ月後の最初の月の初日)時点で型式認証される各車両

- (1) 含まれるプラスチックには使用済み廃棄物からのリサイクル重量が少なくとも25%がリサイクル材
- (2) 内少なくとも25%が使用済み車両からのリサイクルされたプラスチック材(6条1)

(50条に定められた規則発効5年間が終了するまでに)時点で型式認証される各車両

- ・委員会は鋼材のリサイクル量と型式認証におけるリサイクル鋼材の最低含有量を定める(6条3)

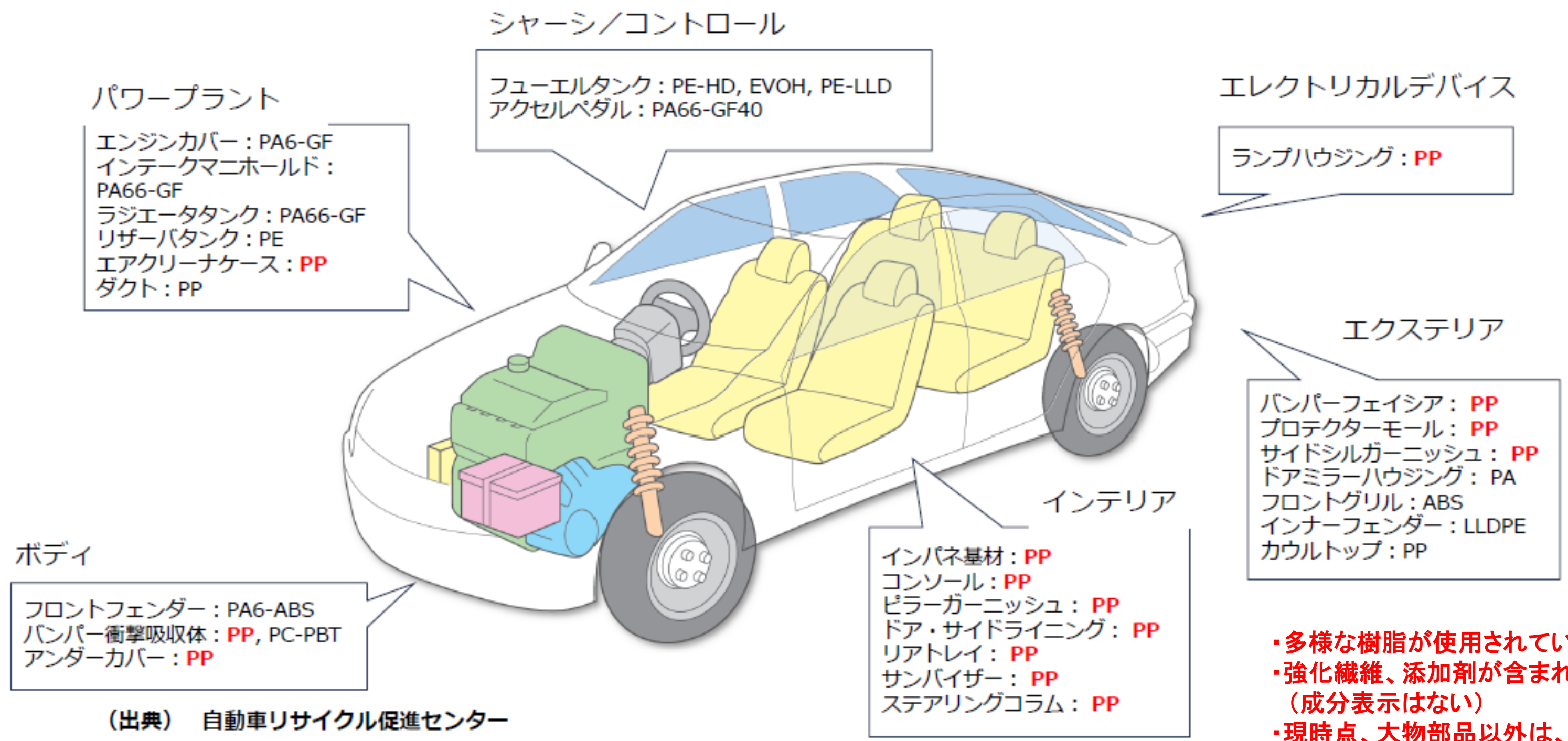
(規制発効35ヶ月後の月の末日)時点で型式認証される各車両

- ・委員会は以下の材料の最低含有率に関する要件を評価(6条4)
 - (a)消費者廃棄物からリサイクルされ車両に組み込むアルミニウムとその合金、
マグネシウムとその合金
 - (b)消費者廃棄物や自動車駆動モータ中永久磁石からリサイクルされる、**ネオジム、ジスプロシウム、**
プラセオジム、テルビウム、サマリウム、ホウ素

- ・製品が輸出されるので、製造拠点国には、使用済み車両からのリサイクル材が残らない
- ・消費者廃棄物起源のリサイクルプラスチックの確保が必要



「再生材料使用要求」の課題(6条)



- ・多様な樹脂が使用されている
- ・強化繊維、添加剤が含まれる (成分表示はない)
- ・現時点、大物部品以外は、混合プラごみとして扱う

(出典) 自動車リサイクル促進センター

「再生材料使用要求」の課題(6条)

再生材料中の「含有成分」保証の課題:



- ・食品接触材料で「添加剤」が含まれず各社同じ仕様



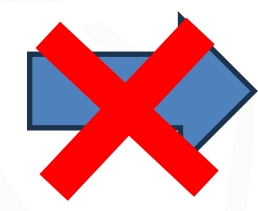
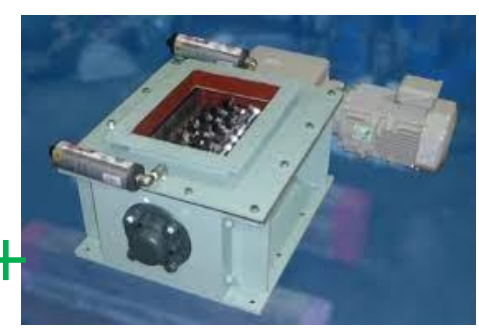
Bottle to bottle



A社=PP+成分A+成分B+



B社=PP+成分α+成分β+



- ・材料物性の確保が困難(混ざりもの)
- ・添加剤について管理できない(過去の有害物質を含有)



同種の樹脂でも各社、組成、添加剤仕様が異なる

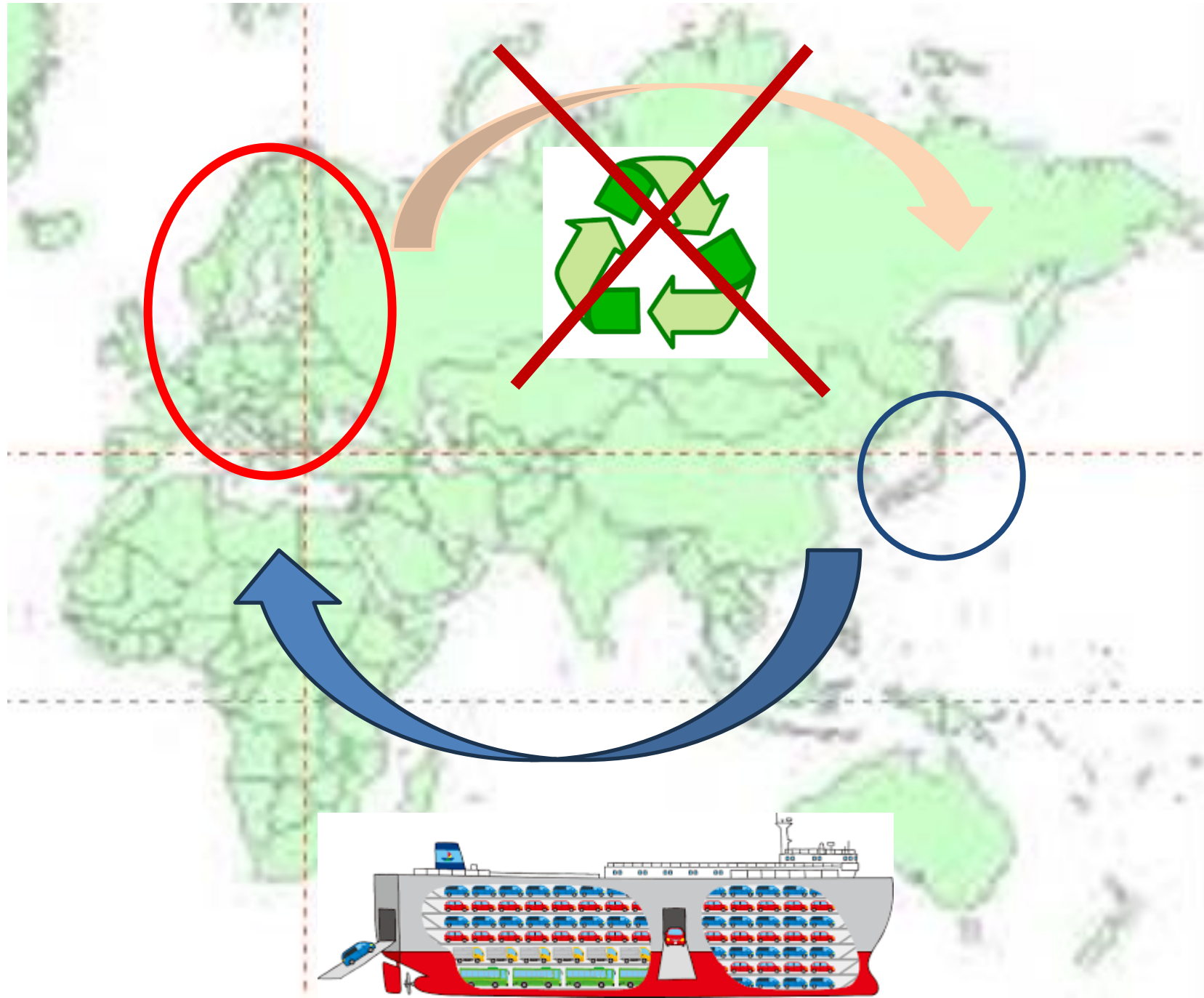
ペレット物性含有成分保証

「再生材料使用要求」の課題(6条): 熱可塑樹脂の主要機械的物性

名称	単位	試験規格	特性
MFR (Mass-Flow-Rate)	g/10min	JIS-K-7210	樹脂流動性(大きと流れやすい、低分子量)
比重	無次元	JIS-K-7112	重さ
引張 弾性率	MPa	JIS-K-7161	応力-ひずみ曲線の傾き(剛性を示す) 降伏ひずみにおける応力 破壊直前の応力最大値
引張降伏応力	MPa	JIS-K-7162	
引張破壊伸び	%		
曲げ 弾性率	MPa	JIS-K-7171	応力-ひずみ曲線の傾きで(曲げ剛性を示す) 試験片が耐える最大応力
曲げ強さ	MPa		
表面かたさ	Rスケール	JI-Z-2245	表面の硬さ
荷重たわみ温度	°C	JIS-K-7191	耐熱性
衝撃強度(アイゾッド、シャルピー)	KJ/m ²	JIS-K-7100 JIS-K-7111-1	材料に衝撃を与え、壊れた時のエネルギーの大きさや壊れ方、亀裂の状況
ヘイズ(曇り価)	%	JIS-K-7136	無色のプラスチックについて光線の広角散乱
etc.			

用途、工程により必要な物性を評価(通常はカタログ等で開示)

「再生材料使用要求」の課題(6条)



約55万台(2023年:EU向け)

計算の基礎データ:

$$\text{平均自動車重量} \times \text{樹脂部品重量} \\ = 1,500\text{kg} \times 10\% = 150\text{kg}$$

$$\text{EU向け車両の総樹脂概算} \\ = 150\text{kg} \times 550,000\text{台} = 82,500\text{t}$$

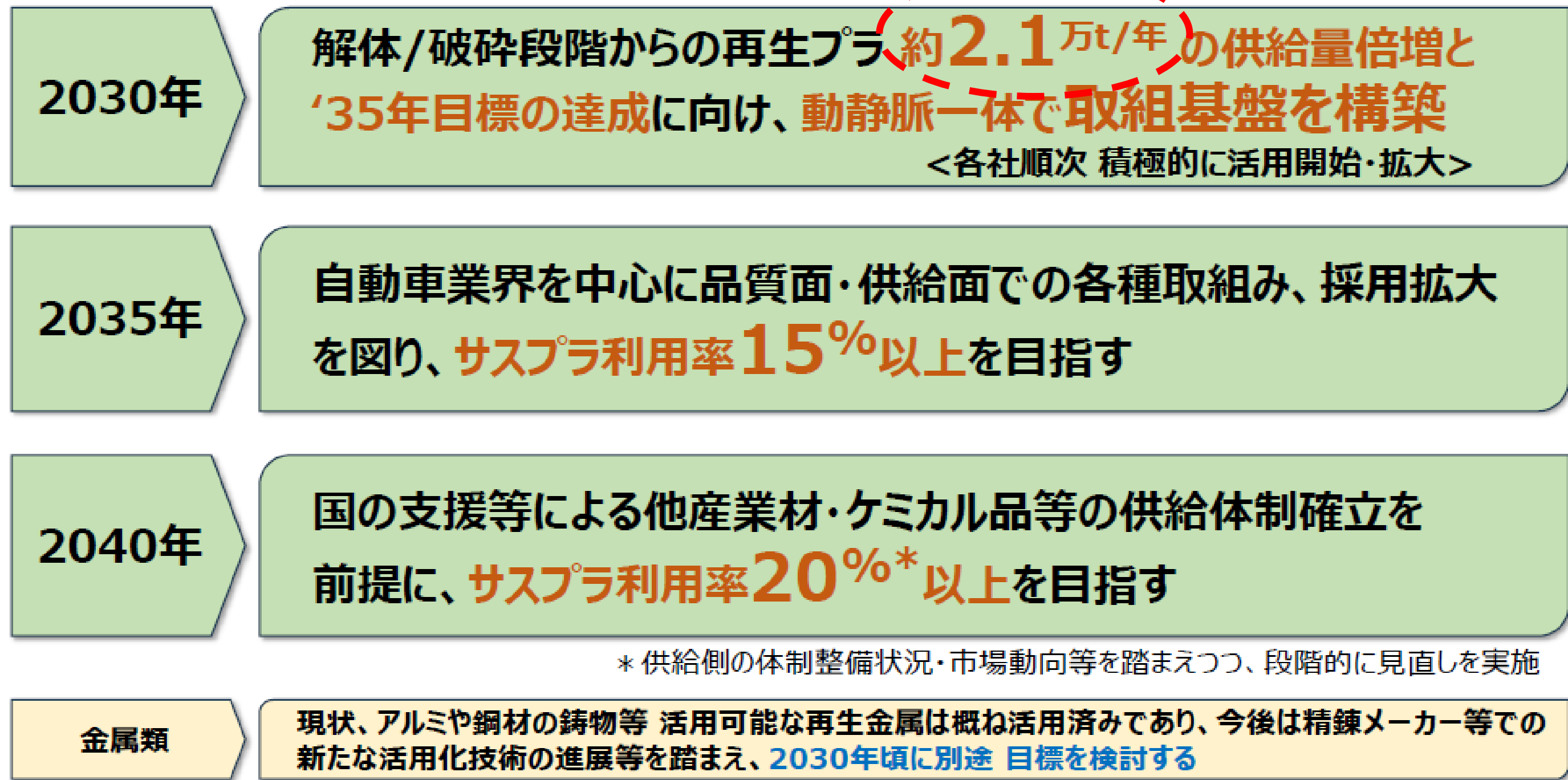
$$\text{要求されるリサイクル材} \\ = 82,500\text{t} \times 0.25 = 20,625\text{t}$$

$$\text{要求される使用済み車両リサイクル材} \\ = 20,625\text{t} \times 0.25 = 5,156\text{t}$$

バンパー(5kg/本)として
100万本……

日本国内でリサイクル材
(非自動車及び自動車起源)入手が必要

「再生材料使用要求」(6条)の課題: 自工会自主目標



「再生材料使用要求」の課題(6条)

1. 市場からの**回収**：

誰がどこに持ち込むのか？その費用は？

2. リサイクル用材料の**情報**：

材料の組成(添加剤、管理対象有害物質 等)、使い方等の情報

3. 「リサイクル材」の**製造/性能保証**：

誰が、「洗浄」「異物分離」「物性保証」を行い「リサイクル材」とするか？

使用に耐えうる、性能保証(リサイクル回数による性能低下：熱可塑樹脂、客先要求物性保証、前使用段階の残留添加物)

4. **再利用できない樹脂**の扱い：

熱硬化樹脂(エポキシ、ウレタン等)、繊維強化樹脂(ガラス、カーボン等)

5. 工業用途樹脂の**供給量確保**：

「製品輸出」によりリサイクル用樹脂が製品仕向に流出する中での量の確保

「循環性車両パスポート」について(13条)

- (規則発効84ヶ月後の最初の月の初日)時点で型式認証される各車両
- (1) 「循環性車両パスポート」は適合性に基づき要求される、**車両関係の環境パスポート**と整合し可能な場合は統合される(13条1)
 - (2) 本パスポートは**11条に記載される情報(解体情報)**がデジタル形式で含まれ無償で提供(13条2)
 - (3) 本パスポートに含まれる情報は6項定めた規則に準拠(13条4)
 - (a) オープンスタンダード (b) 相互運用可能 (c) ベンダーロックインは「なく」相互運用可能なデータ交換ネットワークを通じ転送可能 (d) 機械可読で構造化され検索可能
 - (4) 使用済み車両は、廃棄証明が発行後、最6ヶ月で消滅(個車指定)(13条5)
 - (5) **委員会は以下の規則を定め実施法を採択**(13条6)
 - (a) 本パスポートへのアクセスITソリューションと技術仕様
 - (b) 他のパスポートとの相互運用性、情報の保管と処理、製造者が消滅後も運用の維持
 - (c) 製造者以外のデータ導入、変更、更新

- ・パスポートの技術仕様について、6項で示されたようにEU委員会の実施法に基づく必要がある
- ・ESPRでのDPPとの相互運用が必要となる

「解体情報」について(11条) 再掲

(規則発効36ヶ月後の最初の月の初日)時点で型式認証される各車両

(1) 製造者は使用済み車両処理業者、メンテナンス業者が制限なく、標準化された形で、以下の部品について**附属書V**にリスト化された情報を提供(11条1)

- (a) 電動車バッテリー (b)駆動モータ (c)附属書VIIパートB の液類を含む、車両部品、コンポーネントおよび材料
- (d) 附属書VIIパートC の部品およびコンポーネント (e) **(EU)2024/1252 [重要原材料法] 27条(1)項(b)に記載された材料を含む部品およびコンポーネント** (f)車両内のデジタル的にコード化されたコンポーネントおよび部品。このようなコード化により、修理、メンテナンス、または別の車両での交換が妨げられる場合

(2) 製造者は11条1の乗用及び附属書Vで指定された情報を提供し、その情報提供プラットフォームを確立し前述の情報を無償で提供。管理コストは請求可能(11条2)

附属書V

(1)**電動用バッテリー**:(a)個数 (b)場所 (c)重量 (d)電池の種類 (e)安全な放電 (f)取外し交換に関する指示 (g)必要な工具

(2)**駆動用モータ**:(a)個数 (b)場所 (c)重量 (d)磁石の種類 (e)取外し交換に関する指示 (f)必要な工具

(3)附属書VIIパートB記載の部品、コンポーネント、材料:

- ①燃料 ②オイル ③ミッションオイル ④ギアボックスオイル ⑤作動油 ⑥冷却液 ⑦不凍液 ⑧ブレーキフルード
- ⑨エアコンシステム液 ⑩その他の液体

→(a)**5条2記載物質(REACH、POPs規則等)がある場合のラベル貼付** (b)個数 (c)場所 (d)重量 (e)取り外し手順 (f)技術、工具

(4)附属書VIIパートC記載の部品、コンポーネント、材料:

- (aa)エアバック (ab)空調システム (ac)水銀含有部品 (ad)附属書IIIで規定される部品(現状鉛関連のみ)

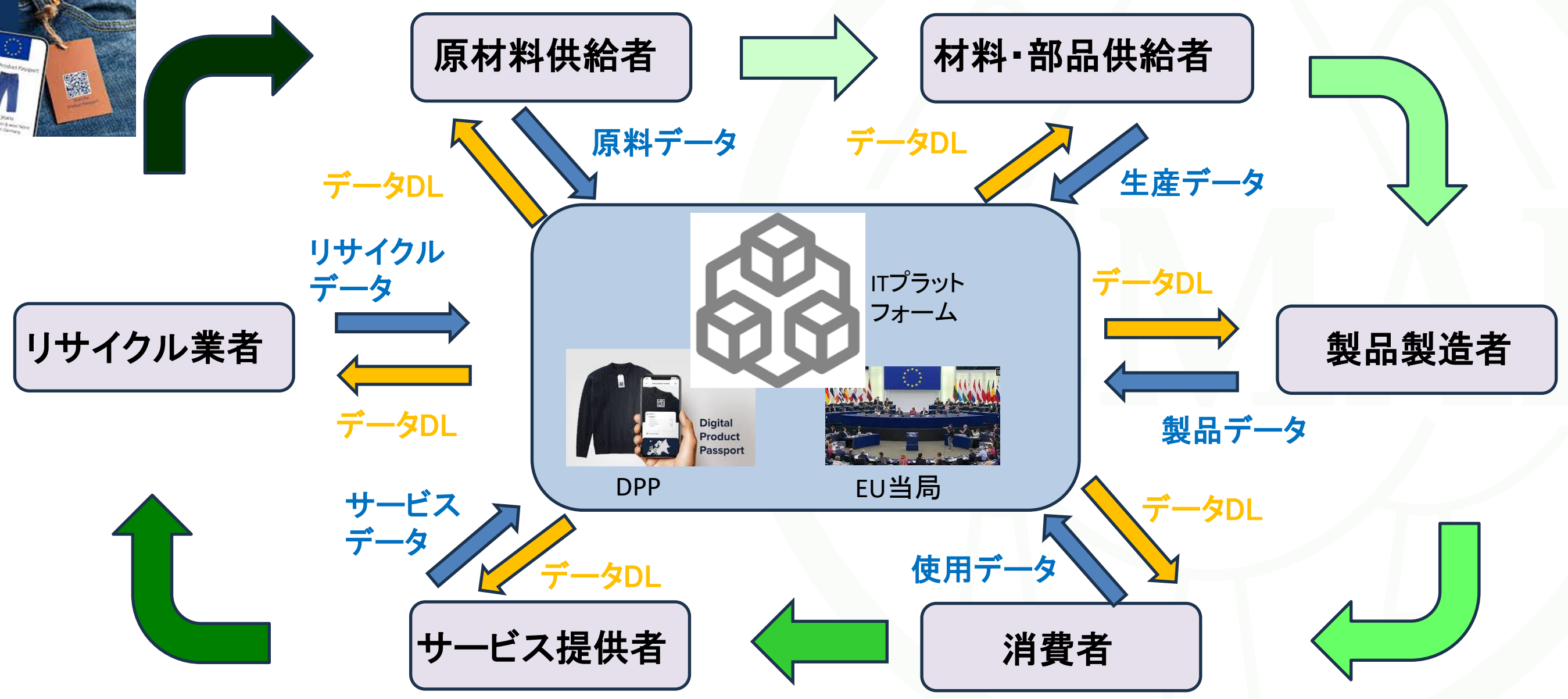
→(a)個数 (b)場所 (c)取り外し交換手順

(5)デジタルコード化部品:(a)個数 (b)場所 (c)別の車両で稼働させるソフト類 (d)他メーカー車両部品との互換性 (e)問い合わせ先

「循環性車両パスポート」について(13条)

循環性車両パスポート の イメージ

DPP: Digital Product Passport



(参考)DPP適用例(綿製Tシャツ)



T-シャツDPP表示例



販売・物流・使用・廃棄段階

- <物流・廃棄>
- ・使用時のインストラクション
- ・物流の環境負荷
- ・回収・再生処理拠点

製造前段階

- <綿のソーシング>
- ・農場に関する情報
- ・綿栽培効率/有機栽培/綿花種
- ・持続可能な農業
- ・労働者人権 等

製造段階

- <綿繰、紡績、製造工程>
- ・クラス、グレード、品質、再生材使用率
- ・「温暖化ガス」等排出 (Scope 1、2 & 3)
- ・製造時「廃棄物管理」
- ・水資源使用量
- ・アレルギー、含有有害物質、VOC
- ・製造者情報 等

目次

1 化学物質管理における条約対応について

- ・化学物質関連条約
- ・ストックホルム条約
- ・条約の国内法展開

2 欧州資源循環政策について

- ・欧州資源循環政策
- ・廃車指令改定案

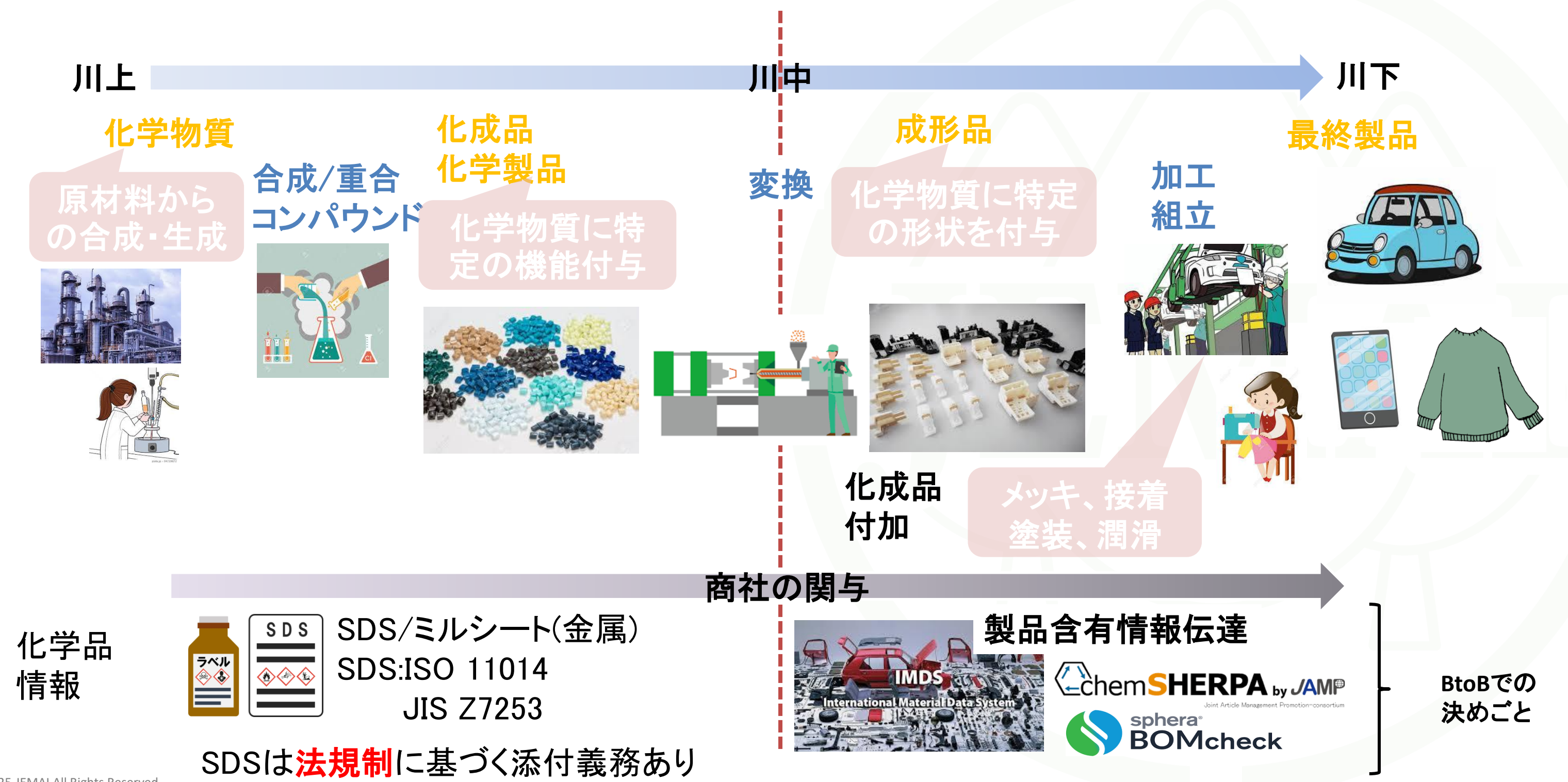
3 情報伝達ツールについて

- ・サプライチェーンの構造
- ・情報伝達ツール
- ・chemSHERPA

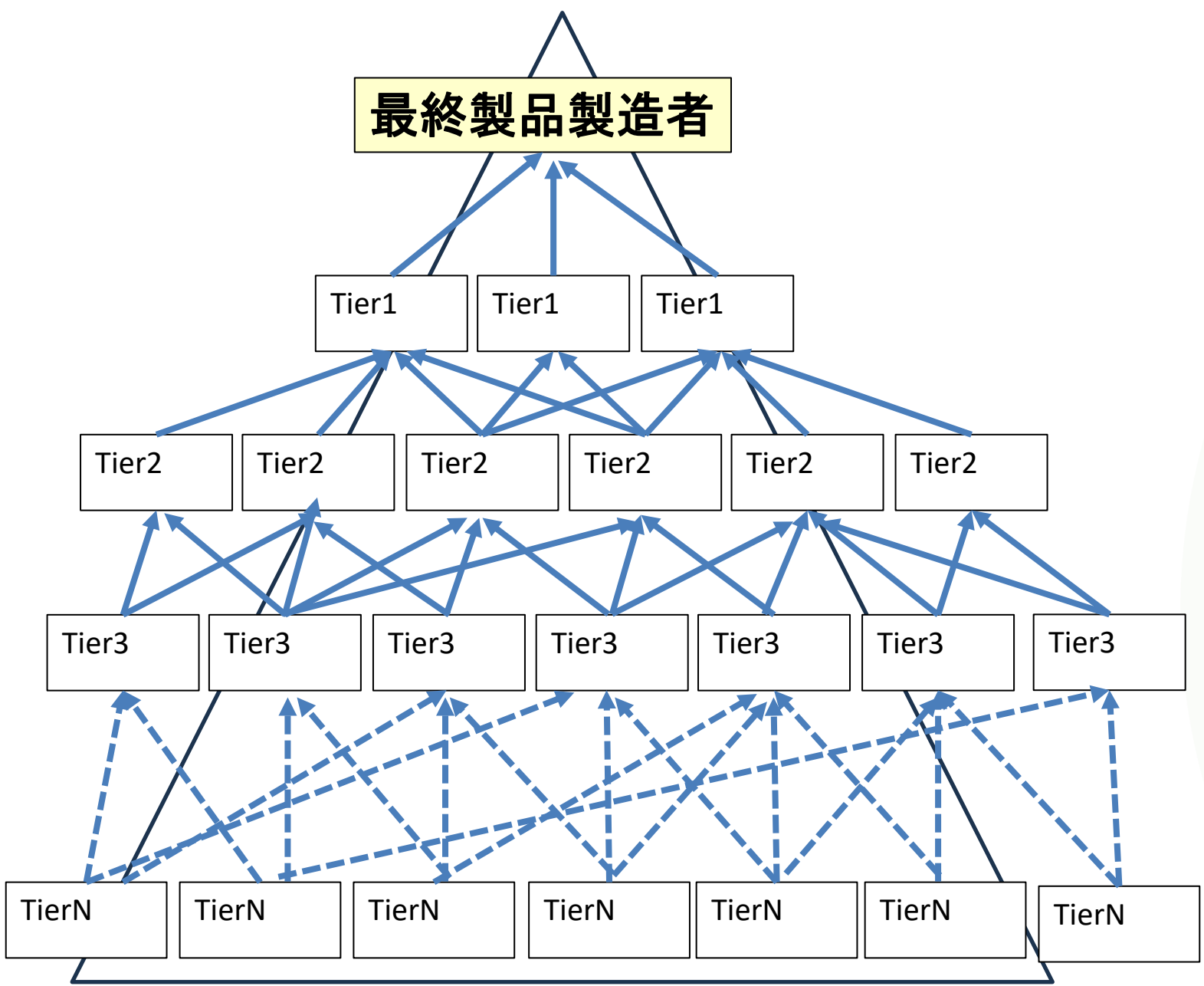
* ご質問は、各セッションごとに
数問お受けしますので、チャットに記入ください



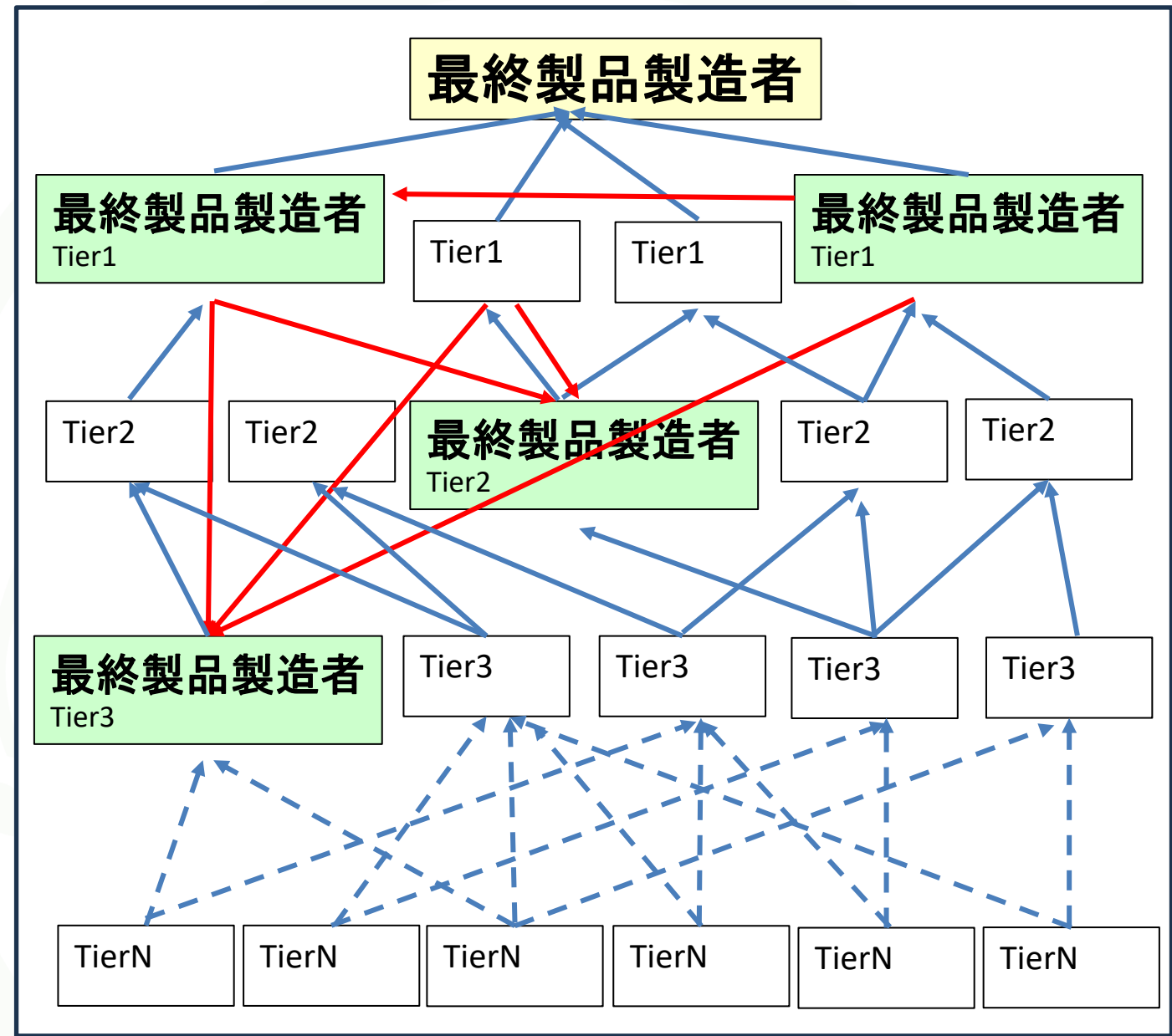
サプライチェーンでの製品製造までの流れ



サプライチェーンの構造 (One way ではない)



ピラミッド型 (自動車・航空機等)



四角型 (電機等)

現実のサプライチェーンは One Way ではなく複雑な構造

化学物質に関する情報伝達

川上(化学産業)



物質

調剤(塗料、接着剤、樹脂ペレット等)

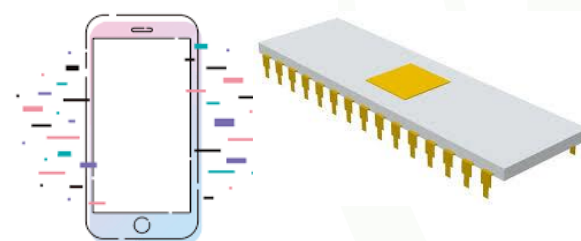


含有「有害物質」を
各国法に基づき
表示、情報開示義務
ISO 11014
JIS Z 7253 etc.

川下(成形品産業)



各社基準で品質保証の
中で実施。部品1点ごとに
シリアル番号をうち管理



フォーマット: ChemSHERPA
ITプラットフォーム: 各社
対象リスト: ChemSHERPA
日系を中心
Appleは独自路線



フォーマット: IMDS
ITプラットフォーム: IMDS
対象リスト: GADSL
全自動車メーカー(認可要件)



フォーマット: BOMcheck
ITプラットフォーム: BOMcheck
対象リスト: BOMcheck
医療用機器(認可要件)

- ・「成形品」のサプライチェーンでは、標準化された情報伝達は限定的
- ・航空、宇宙、原子力は、各社の品質管理下で対応
- ・自動車、医療機器は、グローバルな製品グループで対応
- ・電機/電子は、国内で見ると、ChemSHERPAが主流だが、海外での普及は今一歩
- ・国内でのChemSHERPA利用も、各社で運用が異なる

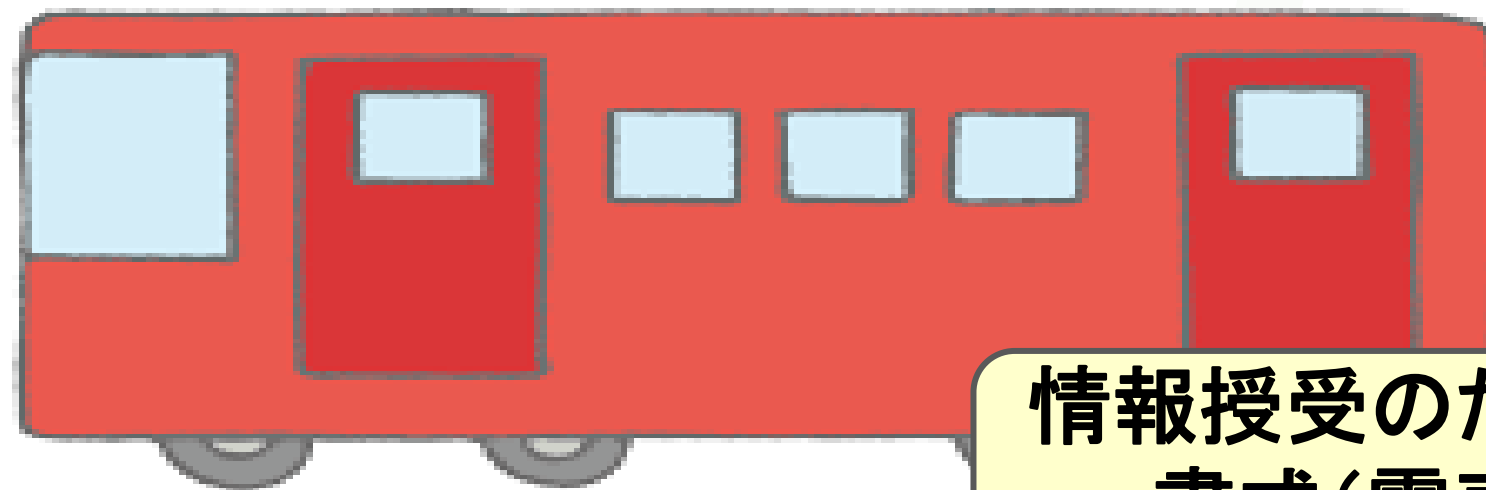
「情報伝達ツール」のイメージ

「情報伝達」はITだけでなく、
「物質リスト」「情報項目」「書式」の整備が必要
(更に入力する「データ」そのものも！)

製品含有
対象物質リスト(乗客)



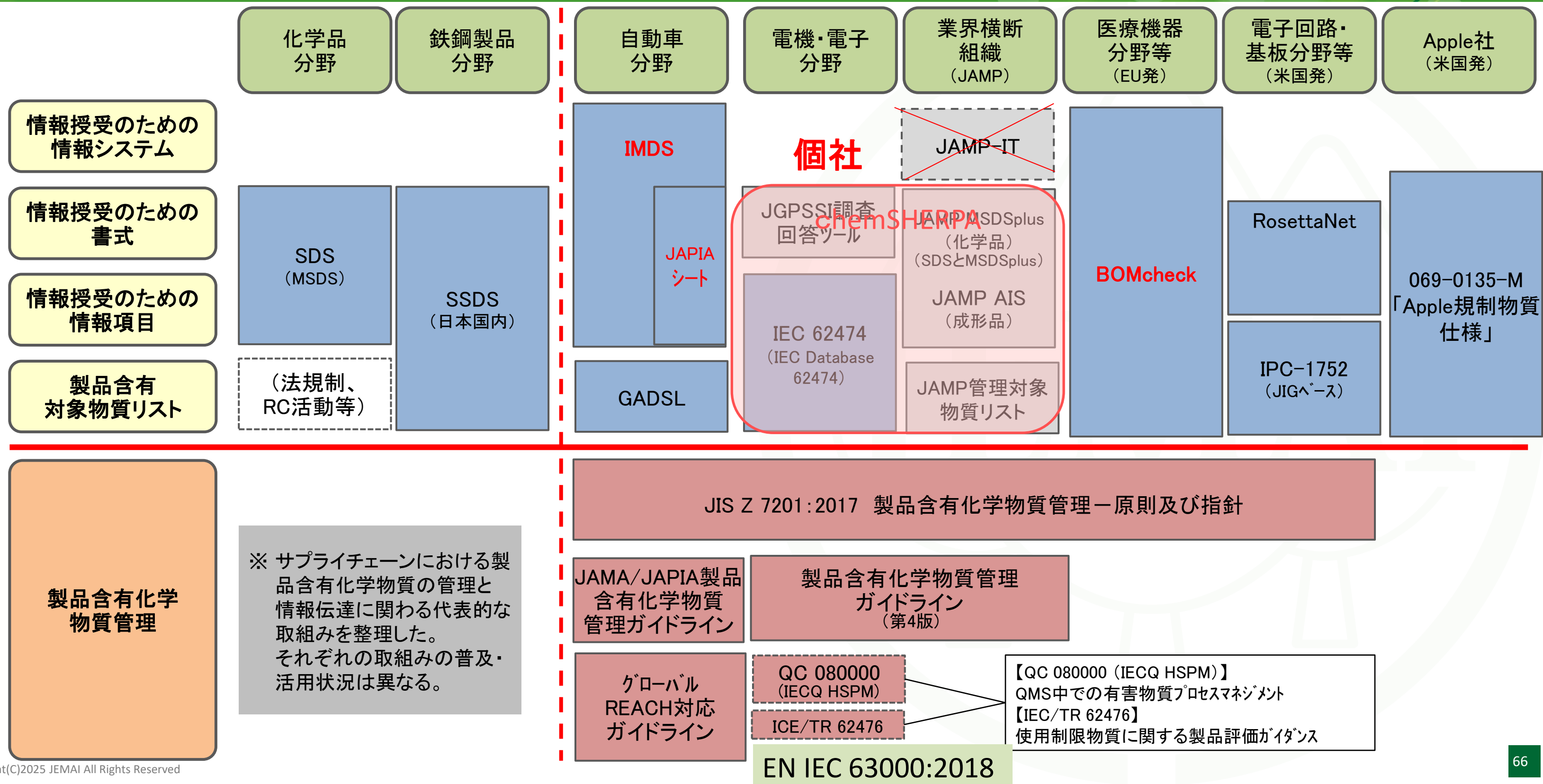
情報授受のための
記入項目(座席)



情報授受のための
書式(電車)

情報授受のための
情報システム ITプラットフォーム
(線路)

製品含有化学物質規制対応のための主要な取組み



個社

chemSHERPA

BOM-Checkとは(BOM: Bill of Materials “部品表、材料表”)

COCIR (欧州放射線医用電子機器産業連合会)が中心にシーメンス社、フィリップス社、GE社などと「医療用電子機器」を対象として、構成部品の組成・材料適合性情報伝達のため開発

運営会社: Sphera社

(代理店: エンバロメント・ジャパン社 <http://www.ejkk.co.jp/>)

稼働時期: **2007年**

ユーザー: 約1,200社 (サプライチェーンクライアント **約20,000社**)

仕組み: Sphera社サーバーに、**ユーザーがアップロードした部品表に**
サプライチェーンクライアントが各種情報入力する中央集約システム

費用: ユーザー、各クライアントが使用システムにより課金

対象物質: COCIR規制物質、REACH、RoHS、POPs、BPR、
電池規則、US-TSCA、加州Prop65

PFAS類 (IEC62474他)

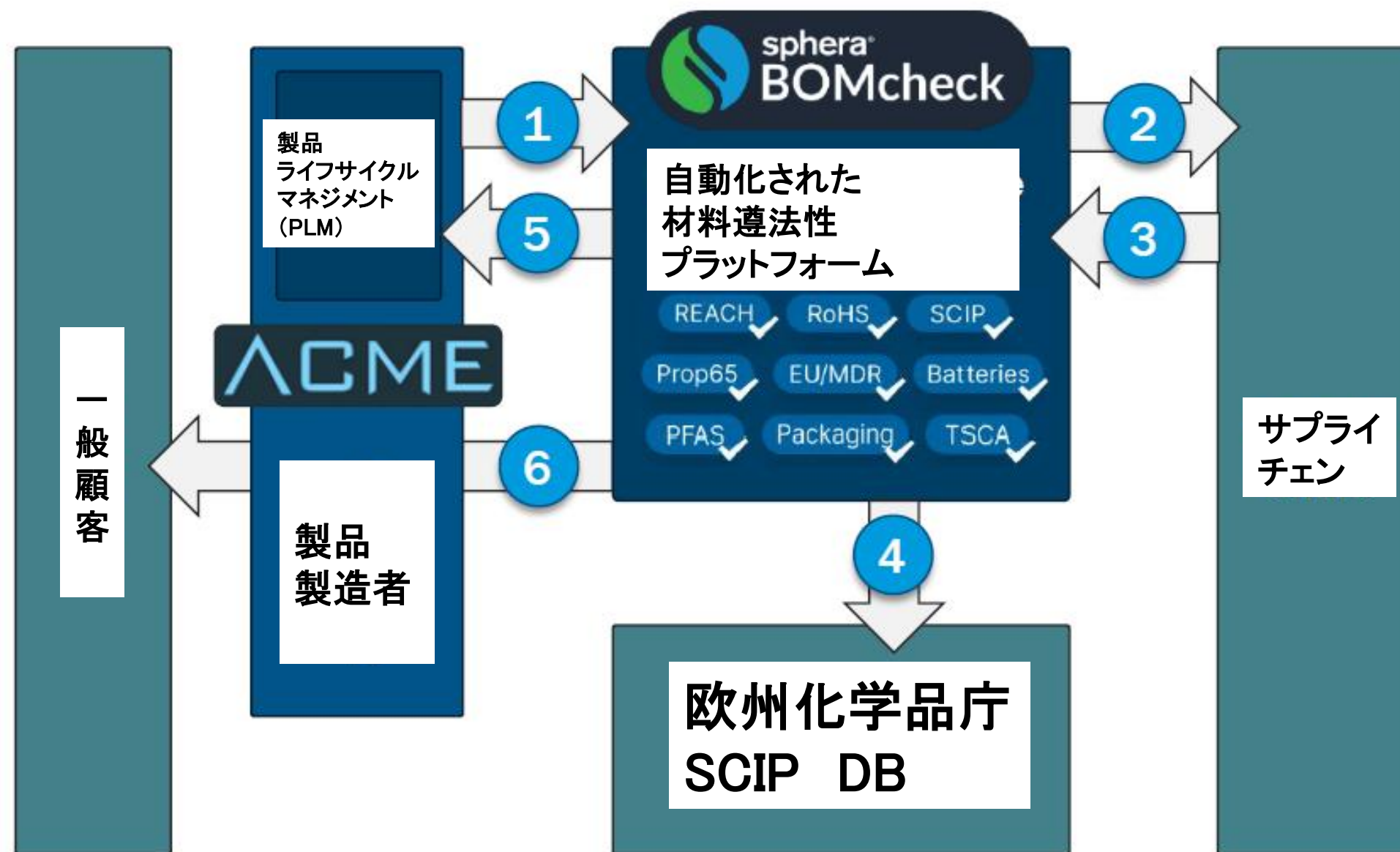
繊維、食品・薬品等の接触材料、子供用品



<https://docs.bomcheck.com/en/>

Sphera社 及び エンバロメント・ジャパン社 提供資料 より筆者作成

BOM-Checkの法規適合仕組み (SCIP対応例)



- ①: 製品製造者からサプライヤーにBOM-Checkへの入力依頼をアップロード
- ②: 入力依頼がサプライチェーンに配布
- ③: サプライヤーは、情報をインプットするとともに遵法確認をアップロード
- ④: SVHCを含有する部品情報はSCIPD/Bに送付される
- ⑤: すべての遵法宣言確認済みの情報が製品製造者に送付される
- ⑥: 遵法確認データについて消費者に提供

<https://docs.bomcheck.com/en/>
 Sphera社 及び エンバイロメント・ジャパン社 提供資料 より筆者作成

IMDS (International Material Data System) とは

IMDSとは、**グローバルな自動車業界サプライチェーン**で、部品の材質・含有物質について情報伝達するプラットフォーム
当初は、**欧州ELV指令(2000/53/EC)対応を目的としたが、対応法規がREACH規則、WFD指令SCIP、EU-BPR規則、EU-POPS規則 等に対応可能**となっている。
今後は、リサイクル材使用率、カーボンフットプリント等の拡大が検討されている

IMDSの実態

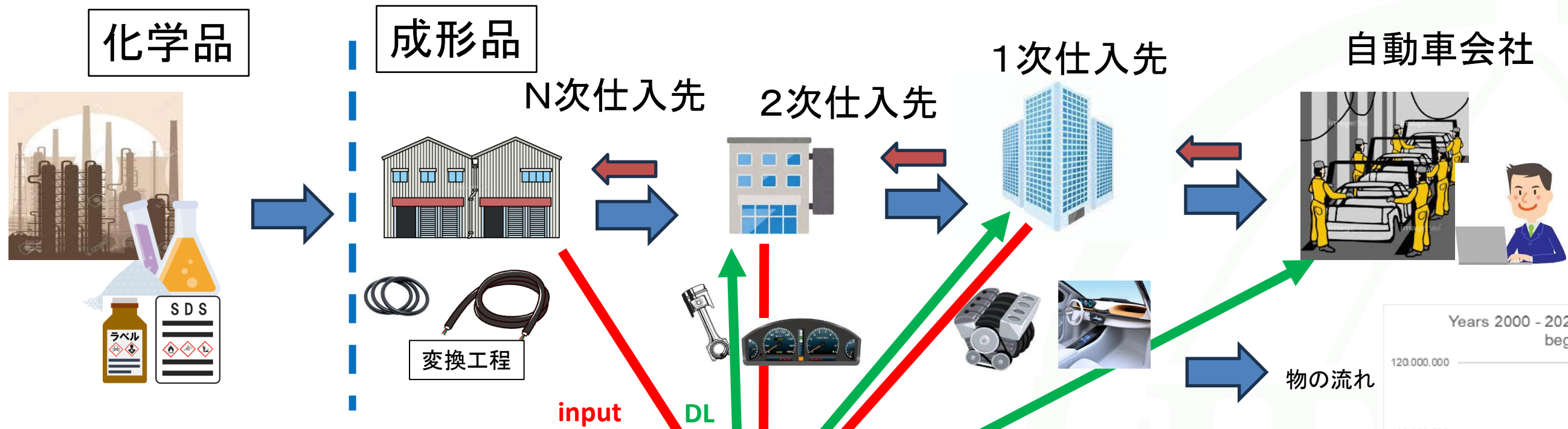
- ・稼働時期：1999年（現在Ver.4）
- ・参加自動車会社：約50社
- ・日系自動車会社：全社
- ・登録仕入先会社：**約230,000社**
- ・登録ユーザー：約700,000名
- ・登録データ：1億400万点（2023/12現在）
- ・登録構成部品：8億5千万点（2023/12現在）

特徴

- ・DXC社（旧HP）社をハブとした**セントラルWebアプリDB**
- ・Webアクセス
- ・マスターデータの共有
- ・単一フォーマットとITプラットフォーム
- ・強固なセキュリティとプライバシー管理
- ・**運営費は自動車会社負担**
（サプライヤーはデータ収集、インプットを負担）



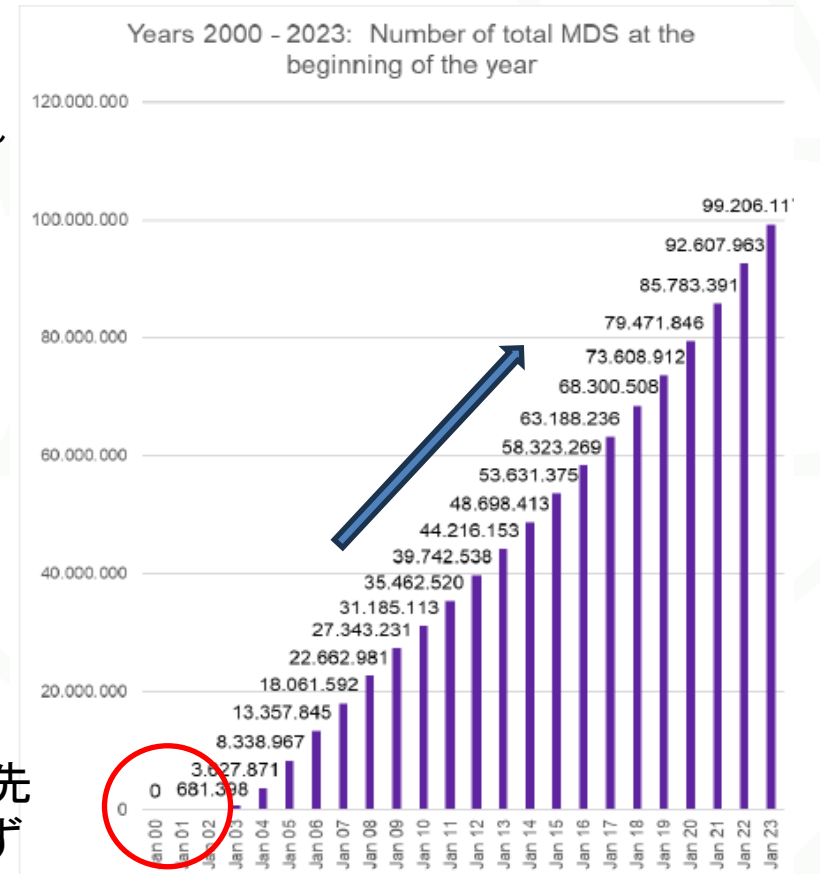
IMDSの運営イメージと登録データ数推移



Material Data Sheet(MDS)

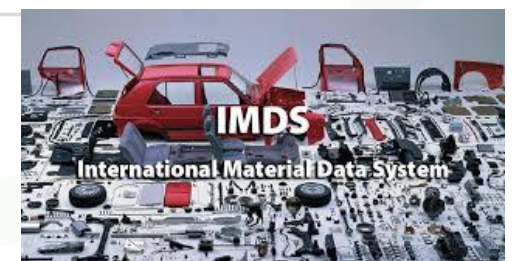
部品/材料構成	組成(物質、物質群)
受信者情報 (窓口、品番 部品表等)	選定法規情報 (ELV, SVHC, RoHS等)
送信者情報 (窓口、品番等)	規格、基準
要求されたビジネス情報	業界の要求する追加情報(SCIP、再生材等)

個別MDSの情報



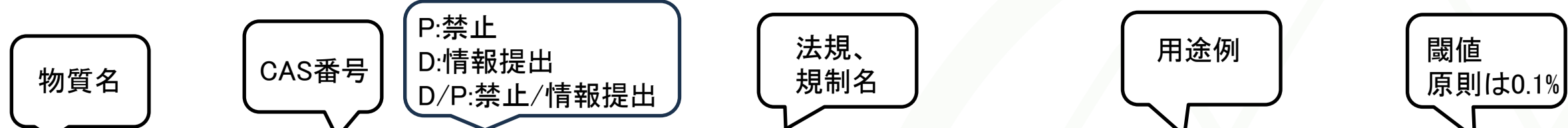
当初は仕入れ先理解が得られず 入力苦戦！！

IMDS登録データ数の推移



GADSL: Global Automotive Declarable Substance List

GADSLは、自動車会社、IMDSにて情報提出を求める、物質/物質群リストです。GADSLは2月(定例)/9月(年央改定)に改定される。2005年に初版が公表されて以降、改定が継続されている。



2024版ver2
物質群: 290
物質数: 6400

Substance	CAS RN	Classification	Reason Code	Source (Legal requirements, regulations)	Effective date (Legal requirements, regulations)	Generic examples	Reporting threshold (0.1% unless otherwise stated)	First added	Last revised
1 Acetaldehyde	75-07-0	D	FI	Reg. (EC) No 1272/2008 Reg. (EC) No 1272/2008, Classified as toxic to reproduction class 2		Emitted substance from polymer components		10-Jan-2005	
2 Acetamide, N-methyl-	79-16-3	D	LR	Reg. (EC) No 1907/2006 (REACH Candidate List)		Present in capacitors, used in automobile parts		1-Feb-2010	1-Feb-2015
	75-06-8	D	FI	Reg. (EC) No 1272/2008		component in high-capacity capacitor		1-Feb-2008	
	79-06-1	D	LR	Reg. (EC) No 1272/2008 Reg. (EC) No 1907/2006 (REACH Candidate List)		Production of polyacrylamide (residual monomer)		10-Jan-2005	1-Feb-2015
	107-13-1	D	FI	Reg. (EC) No 1272/2008		Production of plastics, resins and rubbers eg. ABS (residual monomer)		10-Jan-2005	
enzotriazol-2-yl)-6-(1,1-dimethylethyl)-4-tes, mixture of branched and linear	127519-17-9	D	FI	Included in list of substances under REACH PACT assessment		UV stabiliser in all clear lacquers		1-Feb-2016	
. selected		D/P	LR	Toxic to Reproduction 1B(CLP). (EU)2017/1510 REACH Annex XVI, Entries 30		Anti-oxide additive of lubricant	0.3% per CLP regulation 1713/2006 (EC) table 3.7.2 These substance use are prohibited for additive of mixture acid independently (for example, anti-oxide additive of lubricant)	1-Feb-2020	
8 Amines, coco alkyl	61760-85-3	D	FI	Included in list of substances under assessment in phase 3 of Canadian Chemical Management Plan (CCMP) (2016-2020)				1-Feb-2017	
9 Amines, which can form carcinogenic Nitrosamines, selected		D	FI	Legally regulated according to German TRGS 615. Limit for all secondary Amines in volatile corrosion inhibitors, which can form carcinogenic Nitrosamines. Volatile corrosion inhibitors include papers, plastic films and oils.		polyurethane foams, corrosion inhibitors, lubricants, rubber, colourants, herbicides		1-Feb-2006	
10 4-Aminobiphenyl and its salts, all members		P	LR	(EC) No 1272/2008, carcinogen class 2 Reg. (EC) No 583/2008 Reg. (EC) No 1907/2006 (REACH)		Impurities in textile and leather paints, antioxidants in lubricants, rubber/later, plastics	0.01%	10-Jan-2005	29-Jan-2008
11 Ammonium Nitrate (AN)	6464-52-2	D	FI	The use of ammonium nitrate inflators in automotive airbags has been the reason for several recalls in the US (NHTSA, Consent Order) and other markets. Reg. (EC) No 1272/2008		Substance is present in certain pyrotechnical devices		1-Feb-2016	
12 Ammonium perchlorate	7790-98-9	D	FA	Dir. 2007/23/EC, California Assembly Bill No. 826 - Perchlorate Contamination Prevention Act, Implemented July 1, 2008. http://www.dtic.ca.gov/libraries/usa/Waste/Perchlorate		Pyrotechnical compound		10-Jan-2005	1-Feb-2014
13 Aniline and its salts, all members		D	FI	Reg. (EC) No 1272/2008		Pigments, sulfonamides, isocyanate - plastics		10-Jan-2005	1-Feb-2010
14 9,10-Anthracenedione, 1-[5,7-dichloro-1,3-dihydro-2-methyl-2H-pyrazolo[3,4-b]pyridin-3-ylidene]- (Pigment Red 201)	74330-90-0	D	FI	Reg. (EC) No 1272/2008		azo dye	0.1%, Report any intentionally added content. No testing required.	1-Feb-2009	17-Mar-2009
15 Antimonytrioxide (Diantimonytrioxide)	1309-64-4	D	FI	Reg. (EC) No 1272/2008		Flame retardant synergist for plastics and rubber/later, soapifier, friction material component		10-Jan-2005	
16 Aromatic amines, selected		D/P	FI/LR	Reg. (EC) No 1272/2008 Reg. (EC) No 1907/2006 (REACH) Reg. (EU) No 2017/1513 (REACH)		Impurities in textile and leather paints, antioxidants in lubricants, rubber/later, plastics			1-Feb-2021

LR:法規制
FA:影響評価
FI:参考情報

<https://www.gadsl.org/>



JAPIAシートサポート中止(2027年10月)

日本自動車部品工業会(JAPIA)は、
2024年8月1日付で、会員会社に向け
JAPIAシート(エクセルベース)のサポートを
2027年10月で終了する旨、通知



自動車サプライチェーンにおける
情報伝達はIMDSに一本化

2024年8月1日
一般社団法人 日本自動車部品工業会
環境対応委員会 製品環境部会
物質調査システム分科会

【重要】自動車部品に対して推奨する物質調査ツールについて

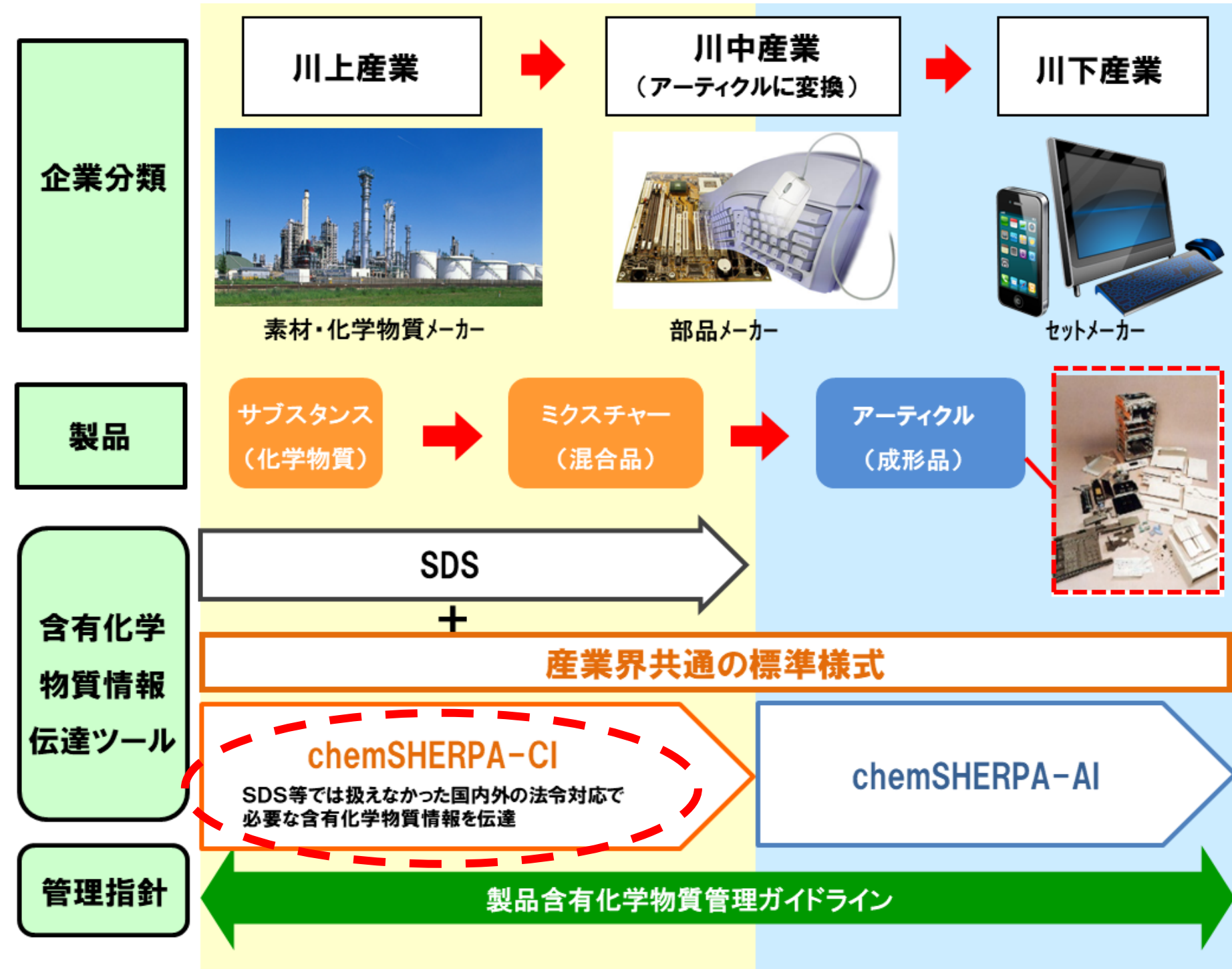
平素は、製品含有化学物質調査に関し、ご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

現在、JAPIA では自動車部品の物質調査ツールとして、IMDS と JAPIA シートを推奨して
いますが、2027年10月以降はIMDSを推奨いたします。

JAPIAシートは2020年4月の運用開始以降、新規の法規制に対応できるよう機能を追加して
きました。しかし、今後、IMDS の要求範囲(カーボンフットプリントなど)が大きく拡張され、
JAPIAシートでの情報伝達ができなくなります。IMDS の推奨は2027年10月以降としますの
で、各社IMDSへ対応するための準備を進めてください。

chemSHERPAとは

会員数：529 (2024年9月)、 chemSHERPAダウンロード数：8万 (2023年度)



JAMPのミッション

サプライチェーンにおける製品含有化学物質の適切な管理及び円滑な情報開示を促進し、もって産業界の国際的な競争力確保に寄与

JAMPが提唱する情報伝達の仕組み

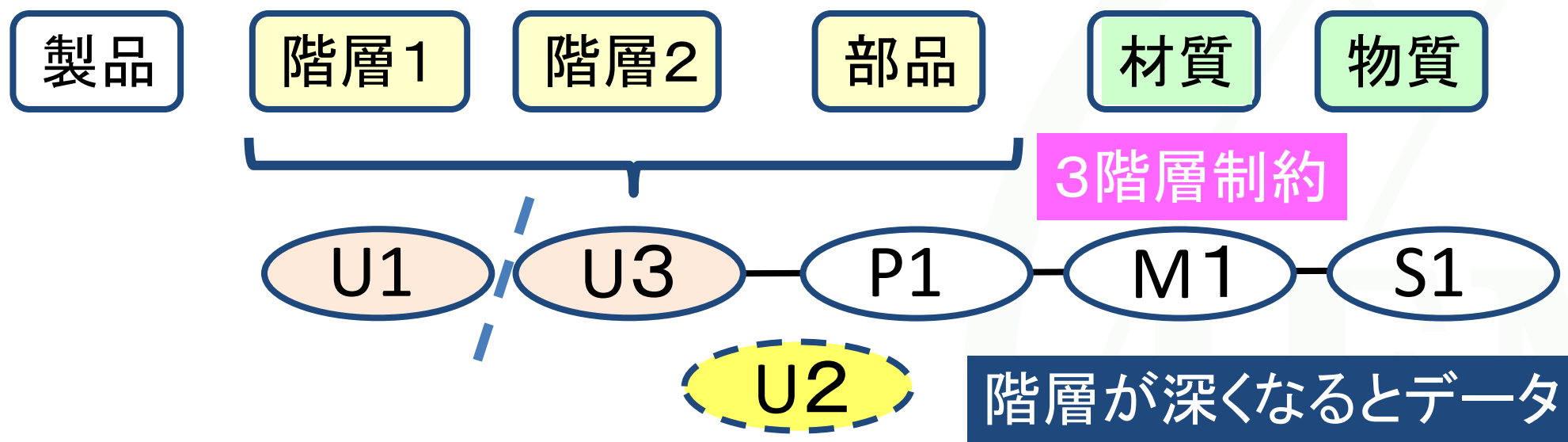
製品含有化学物質情報(管理対象物質)を伝達するため、共通の産業界標準書式を使用

⇒川上からのサブスタンス・ミクスチャー情報を基に、アーティクルを中心とした含有化学物質情報を適正に管理及び提供(開示)

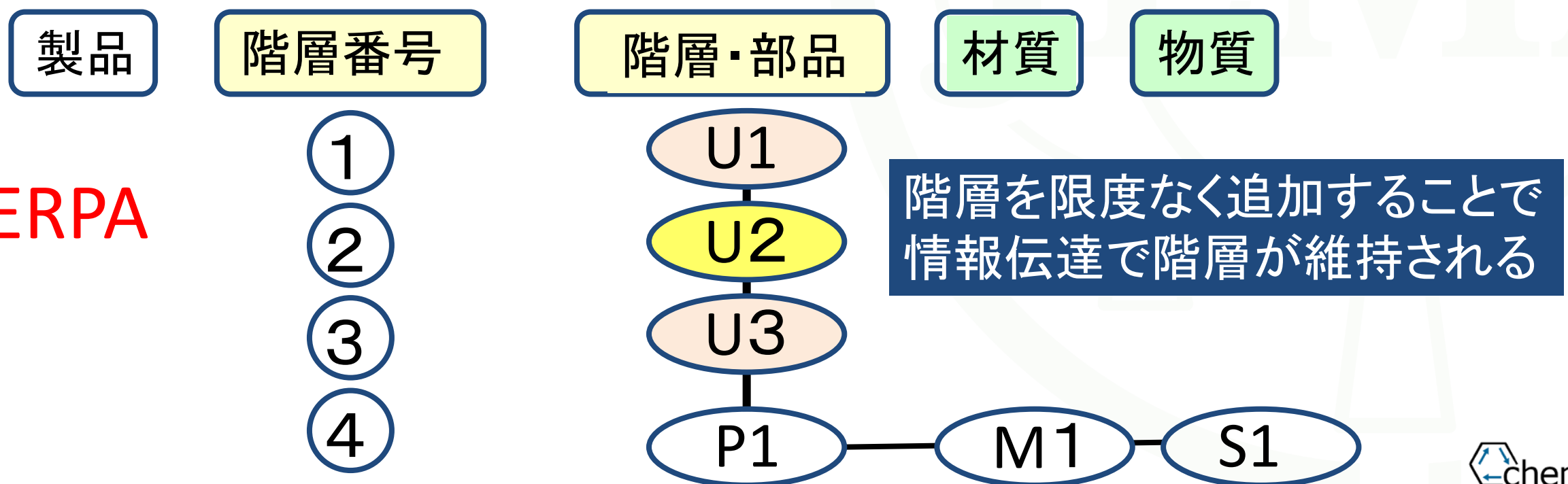
chemSHERPA V2R1: 部品の多階層化

製品中の部品階層は、IEC62474のスキーマ定義でも無限階層を使用可能です。他業界との連携、国際標準化の観点から、多階層化を取り込みました。

現行



chemSHERPA
V2R1

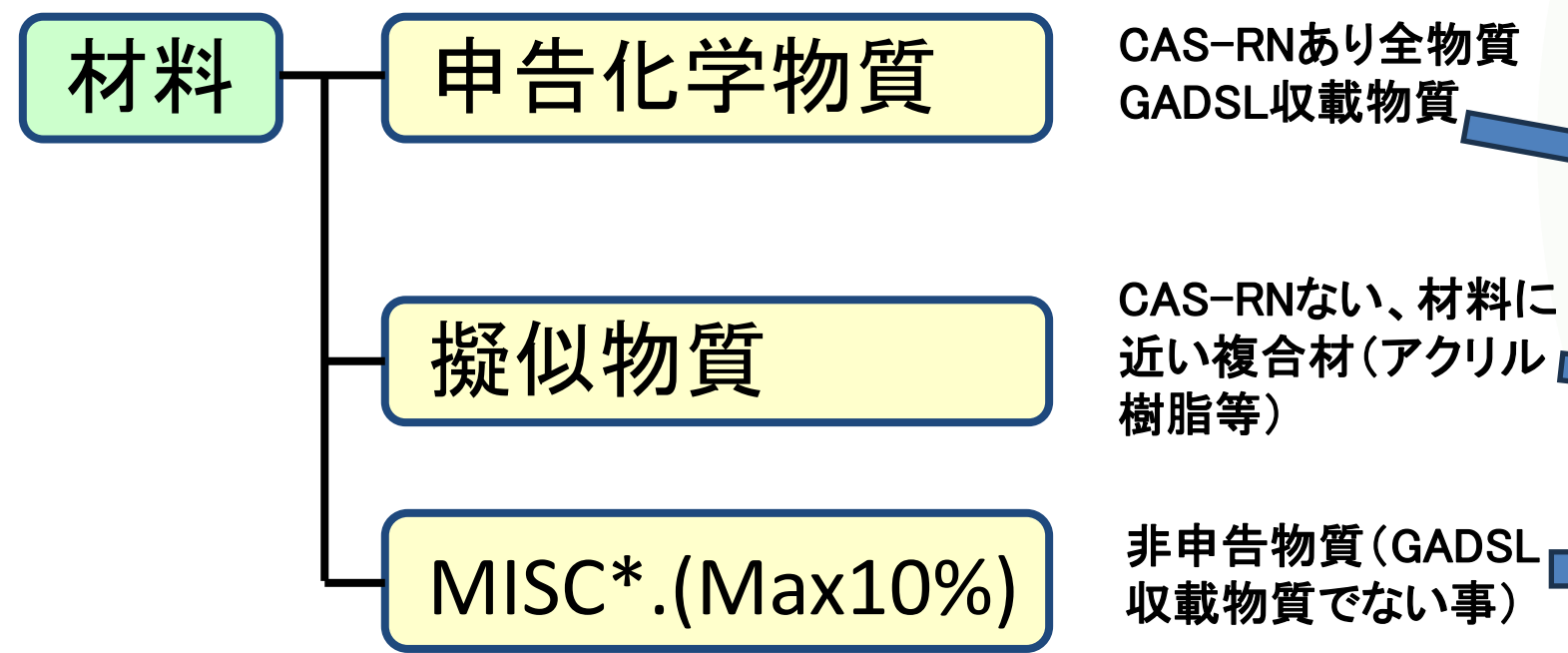


chemSHERPA V2R1: 全成分開示 (FMD: Full Material Declaration)

IEC62474のFMDに準拠したFMDを導入し、100%以上の含有率で物質を報告。
 従来の「管理対象物質」での情報伝達も可能 (BtoBでの取り決め)
 (FMDについては自動車、航空業界では導入済)

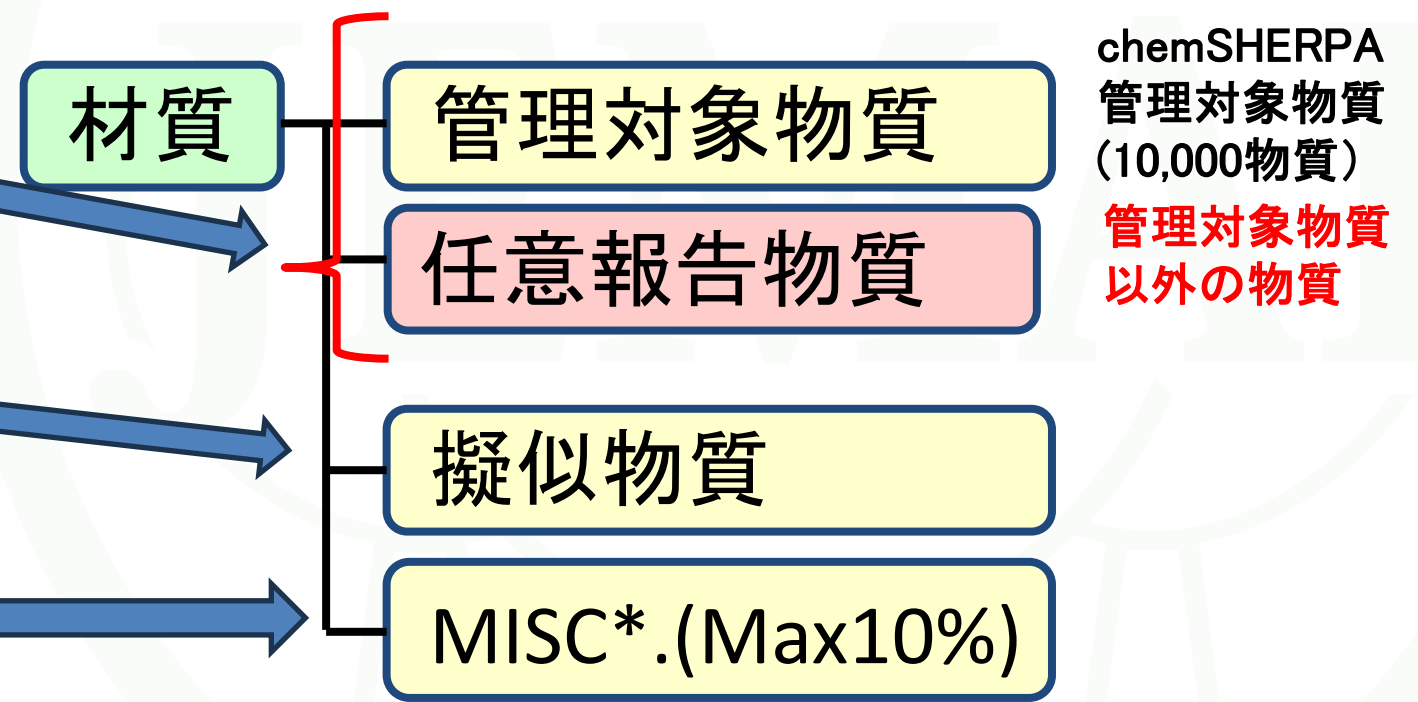
例: IMDSのFMD報告

材料を構成する物質の総和は100%



chemSHERPA V2R1でのFMD報告

材料を構成する物質の総和は100%以上**



* "Miscellaneous, not to declare" "ワイルドカード"といい、情報開示を避けることができるが、GADSL収載物質には適用禁止。10%から減少する方向で議論中。

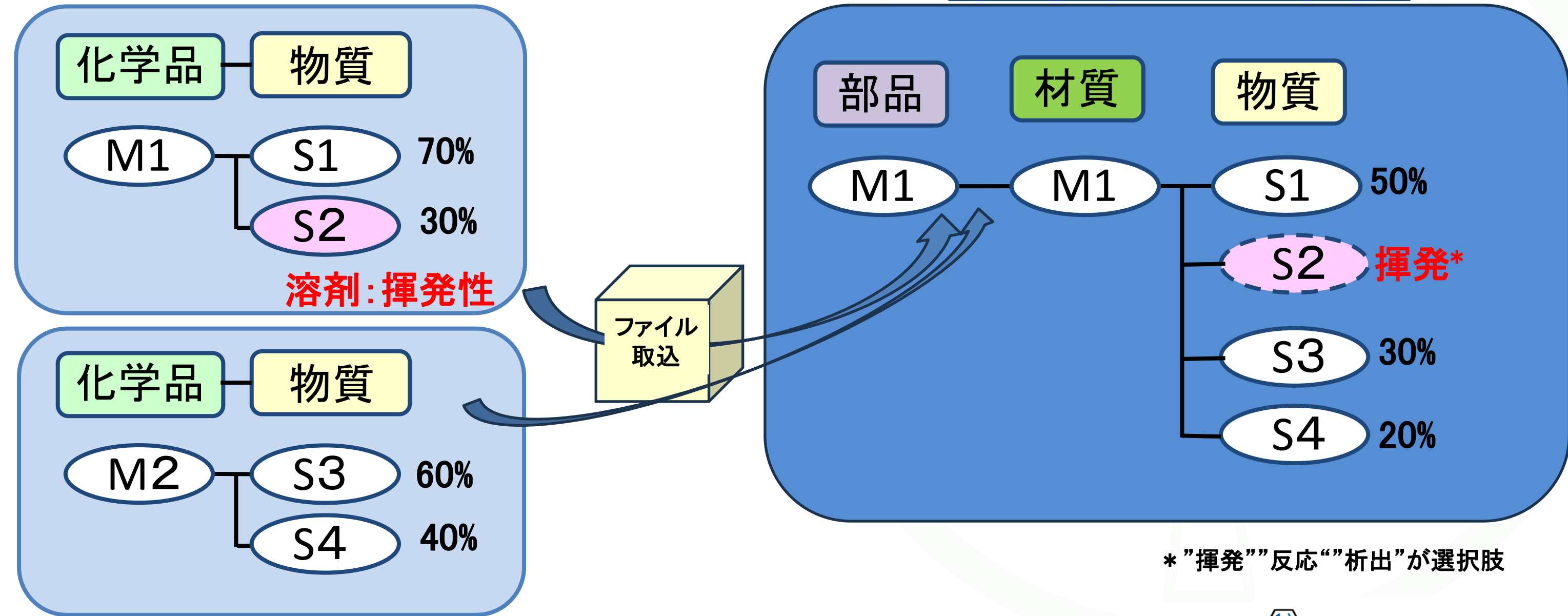
** : chemSHERPAでは、最大可能含有量で表現するので総和が100%を超える可能性あり

chemSHERPA V2R1: 管理対象候補物質の物質リストへの追加

CIの組成がAIになった段階で組成が変化する場合(例: 塗料から塗膜への変換で溶剤揮発)連携機能がありませんでしたが、一定条件下での連携可能になります

chemSHERPA-CI(化学品)

chemSHERPA-AI(成形品)

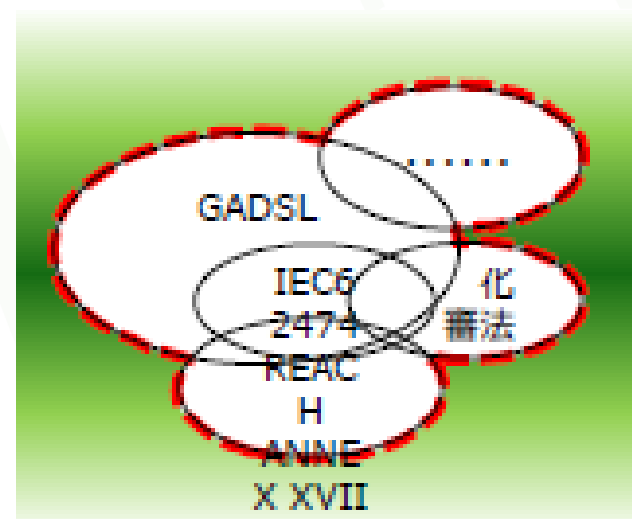


* "揮発" "反応" "析出" が選択肢

chemSHERPA V2R1: 管理対象候補物質のリストへの追加

施行前の有害化学物質に関しては、リストへの収載を行わないルールです。しかしながら、サプライチェーンでは施行前有害物質に対し個社様式で調査依頼が、展開されサプライチェーンの負荷増大につながっており、「**管理対象候補物質**」として物質リストに仕様を追加。

ID	国名	対象とする法規名および業界標準
LR01	日本	化審法 第1種特定化学物質
LR02	米国	有害物質規制法(TSCA: Toxic Substances Control Act) 使用禁止または制限対象物質(TSCA6条)
LR03	EU	ELV指令 2000/53/EC
LR04	EU	RoHS指令 2011/65/EU Annex II
LR05	EU	POPs規則 (EC)850/2004 Annex I
LR06	EU	REACH規則 (EC)1907/2006 認可対象候補物質と認可物質 Annex XIV
LR07	EU	REACH規則 (EC)1907/2006 制限対象物質 Annex XVII
LR08	EU	医療機器規則(MDR) (EU) 2017/745 Annex I 10.4.1(a)(b)
LR09	中国	RoHS 电器电子产品有害物质限制使用管理办法
IC01	自動車	Global Automotive Declarable Substances List(GADSL)
IC02	IEC	IEC 62474 DB Declarable Substance group and declarable substances
CD01		管理対象候補物質



管理対象物質は該当する規制対象物質の総和

物質リストへ追加する仕様の追加



(一社)産業環境管理協会(JEMAI)の化学物質管理サポート業務

●JEMAI国際化学物質管理支援センターの活動

● <http://www.jemai.or.jp/chemicals/chemicalmanagement.html>

● セミナー

● 動画配信

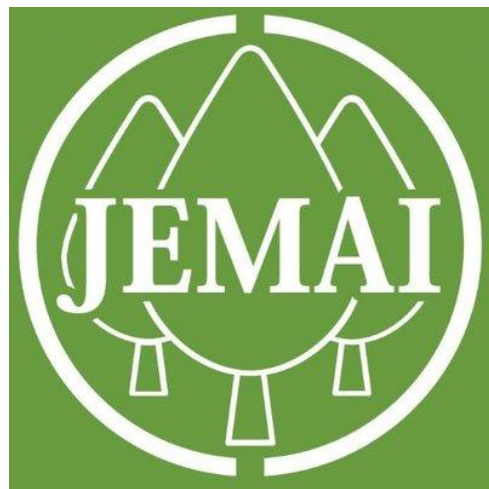
● 講師派遣

● 法令対応(化学品の欧州、中国などへの登録)

● コンサルティング

● 情報パッケージサービス (CATCHER)

・法規コンサル
・リスクアセスメント(労安法)
・化学物質管理体制相談



全てのご相談は chemicals@jemai.or.jp

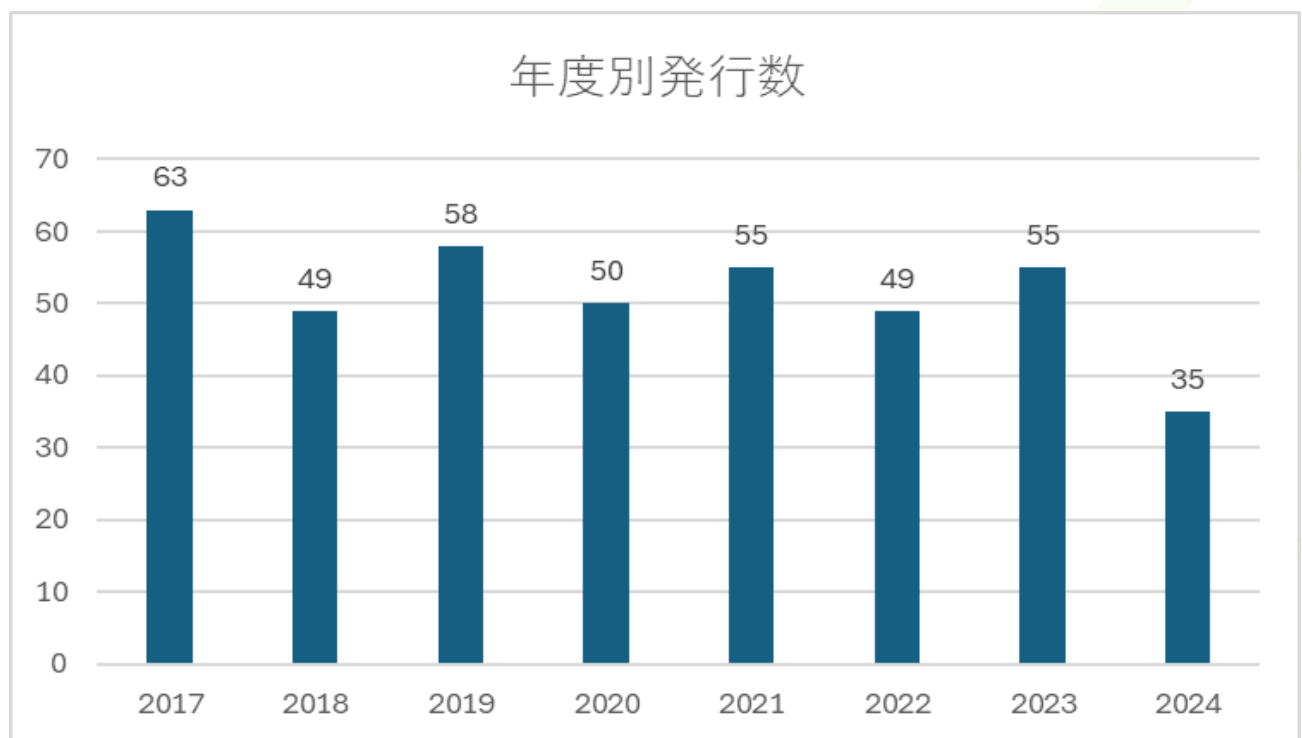
CATCHER 化学物質管理のための情報提供サービス

【速報！！メール通知サービス】

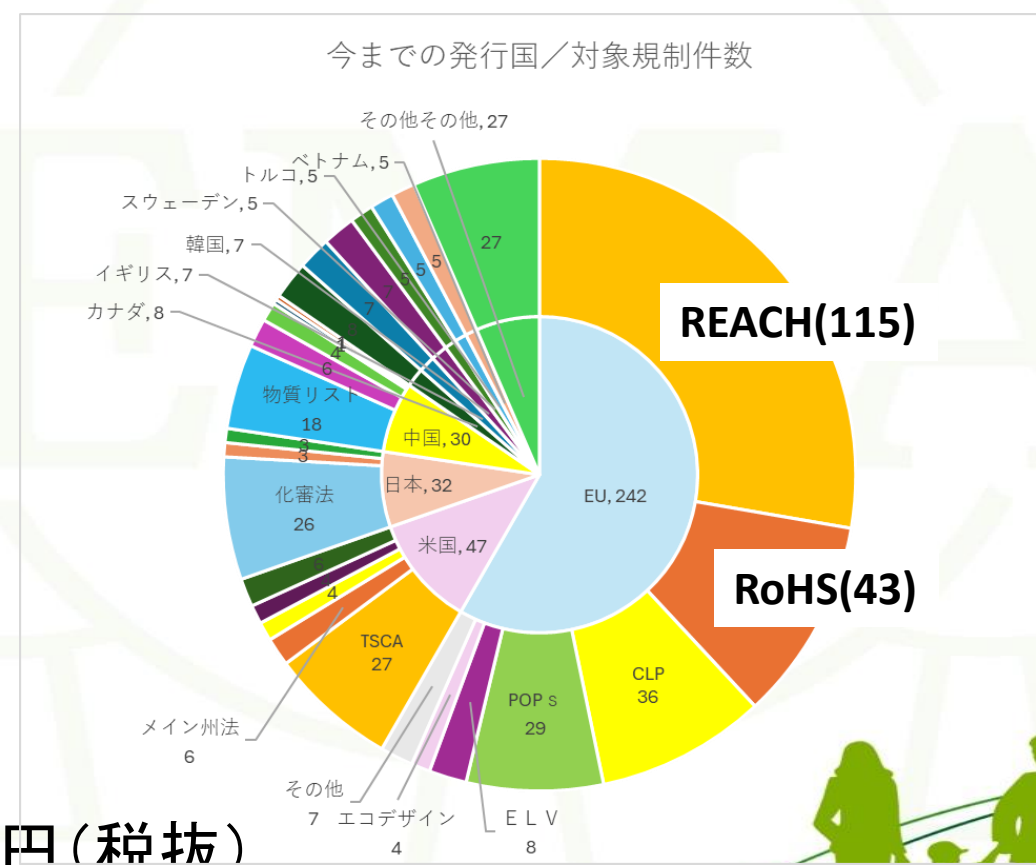
速報性を重視したメール通知サービスです。当センターで追跡している国内外の化学物質規制情報に変化があれば、2-3営業日以内にご登録いただいたアドレスに内容を報告します。*1

*1:・主に工業化学品及び電子電気機器製品に対する化学物質規制に限ります。医薬品や食品等の法規制には対応していません。

- ・内容解説を含めた速報が可能な範囲は欧州、北米、オセアニアおよび日本(情報源が日英語に限る)です。速報性はありませんが情報提供が可能な範囲は中国、台湾、韓国、東南アジア諸国、南米等になります。



※2024年は10月14日迄の実績



【登録料金】

産業環境管理協会会員: 30,000円(税抜)、一般企業: 50,000円(税抜)

<https://www.chemical-info-jemai.net/catcher%E7%99%BB%E9%8C%B2> よりご登録ください

Thank you for your attention.

